

平成 25 年 9 月 19 日（木曜日）

平成 24 年度決算審査特別委員会会議録

（第 3 日目）

平成24年度決算審査特別委員会会議録第3号

平成25年9月19日（木曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長	及川均君	
副委員長	鈴木春光君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	山内孝樹君
	星喜美男君	菅原辰雄君
	小山幸七君	大瀧りう子君
	三浦清人君	西條栄福君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者兼出納室長	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君

産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清君
建設課長	三浦 孝君
危機管理課長	佐々木 三郎君
復興事業推進課長	及川 明君
復興用地課長	佐藤 孝志君
復興市街地整備課長	沼澤 広信君
上下水道事業所長	三浦 源一郎君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志君
総合支所町民福祉課長	菅原 みよし君
公立志津川病院事務長	横山 孝明君
総務課長補佐	三浦 浩君
総務課上席主幹 兼財政係長	佐藤 宏明君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗君
教育総務課長	芳賀 俊幸君
生涯学習課長	及川 庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助君
事務局長	阿部 敏克君

選挙管理委員会部局

書記長	三浦 清隆君
-----	--------

農業委員会部局

事務局長	高橋 一清君
------	--------

事務局職員出席者

事務局長	阿部 敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦 勝美

午前10時00分 開会

○委員長（及川 均君） 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会、本日3日目でございます。きょうもよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年度決算審査特別委員会を開催いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

昨日に引き続き、認定第1号平成24年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計歳出に対する質疑の途中でありますので、引き続き質疑を行います。

質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

それでは、10款災害復旧費から13款予備費まで、157ページから172ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、10款災害復旧費についてご説明申し上げます。

157ページ、158ページをお開き願いたいと思います。

1項農林水産施設災害復旧費1目農業施設災害復旧費でございます。

15節工事請負費、町単農道災害復旧工事、100万円ほどでございます。これは、平成24年5月2日から3日にかけての豪雨によるものでございます。次、ひころの里シルク館災害復旧工事でございます。3.11の地震によりまして石垣、壁、床、建物の被害がございましたので、その復旧費でございます。農道災害復旧工事、2,600万円ほどでございます。5路線ほどございまして、路線名につきましては、付表の108ページをごらんになっていただきたいと思っております。一部、繰り越しがございまして、切曾木地区の橋梁復旧工事が事故繰越という形で1,700万円ほど処理をしております。これにつきましては、本年7月31日に完成しているところでございます。それと、不用額が3,300万円ほど発生しております。これにつきましては、西戸の広畑橋、それから歌津の田の浦線につきまして、広畑橋につきましては県の圃場整備、それから田の浦につきましては県道の復旧工事の計画がまだ完成していないということで発注ができなかったものでございます。そのため、不用額という処理をさせていただきました。

それから、19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、これにつきましては現在県営事業で復旧をしております農地の部分の負担金でございます。

次に、2目林業施設災害復旧費でございます。

15節工事請負費、町単の復旧工事が950万円ほど計上しております。これにつきましても、5月2日、3日の豪雨によるものでございまして、13路線ほど復旧工事を実施しております。次に、町単の繰越分でございますけれども、3.11の地震によりまして被害を受けた部分で国の査定から除外された部分、これを町単工事として実施しております。次に、2,600万円ほどの繰り越した部分でございます。小屋の沢線ほか5路線ほど繰り越して復旧工事を実施しているところでございます。それぞれ、詳細につきましては付表の108ページ、109ページに記載をしておりますのでご参照願います。

3目の漁港施設災害復旧費でございます。

11節需要費、約300万円ほどの不用額が発生しております。当初、工事に使う図面等、業者に渡す分も含めまして全て紙ベースでということと考えておりましたが、これを全て電子データ化して配付するということに変更した関係で、主に印刷製本費が不要ということで処理をしております。

それから、13節の委託料、漁港の実施設設計書で設計業務でございます。3,700万円ほど支出しております。これにつきましては、ばなな漁港、折立漁港の詳細設計業務に係る分でございます。これにつきましても、付表の109ページに詳細が載っておりますのでご参照願いたいと思います。それから、繰り越しております4億1,800万円ほどでございますが、これは防潮堤の詳細設計の業務に係る部分でございまして、現在繰り越しを行って作業をしているところでございます。

次に、14節の使用料及び賃借料でございます。200万円ほどの不用額がこれも発生しております。現在、宮城県建設センターのほうから積算システムのリース契約を実施しております。本来、技術職員13人おるんですが、ライセンス契約は本来であれば13個必要なところでございます。ですが、今回こういう状態だということで、建設センター支援策ということで、ライセンス1つで13人が1つのライセンスで全て動くような形で、今セッティングをしてもらっております。それで、1つのライセンスに係る52万5,000円の支出になったということで、当初5つのライセンスを目指していたんですが、4つにかかる費用が不要になったということで不用額の処理をさせていただいております。

ページをめくっていただいて、159、160ページでございます。

15節工事請負費でございます。町単漁港災害復旧工事でございますが、これにつきましては寄木の漁港ほか波浪によりまして仮設道路等が被害を受けましたので、その対応として260万

円ほど支出しているところでございます。それから、次の6億7,300万円でございますけれども、港漁港ほか16漁港の16カ所の災害復旧工事でございます。次に、繰越分の2億7,000万円でございますけれども、これは町で管理する拠点漁港と言われる部分でございます。具体的には、ばなな漁港、葦の浜漁港、荒砥漁港、津の宮漁港に関する復旧工事に関する分でございます。工事件数が8件でございます。これらの詳細につきましては、付表の110ページ、111ページに記載しておりますので、ご参照願いたいと思います。

それから、18節の備品購入費100万円ほど不用ということで処理をしております。これにつきましては、図面の部分が現在大形のプリンターがないということで当初購入を考えておりましたが、他課で同じ性能を持つプリンターの購入がございましたので、その購入を取りやめたということで、100万円が不要というふうになってございます。

次に、4目水産業施設災害復旧費でございます。

15節工事請負費、塩水取水塔災害復旧工事、これにつきましては志津川漁港から水産加工で使う海水をくみ上げる井戸がございました。それが震災により被災しましたので、その復旧工事でございます。

次に、2項公共土木施設災害復旧費でございます。

1目の道路橋梁災害復旧費13節委託料でございます。これは、主に橋梁の災害復旧工事に伴う設計委託料でございます。7橋の復旧を考えております。不用額が1,400万円ほど発生しておりますが、これは入札差金によるものでございます。

それから、15節の請負費でございます。町単の災害復旧費640万円ほどでございますが、これにつきましても5月2日、3日の豪雨によるものでございまして、白松線ほか9路線復旧してございます。それから、次の1億3,000万円ほどでございますけれども、横沼線ほか63路線に係る部分の災害復旧費でございます。それから、繰越分の2,700万円でございますけれども、横断3号線ほか5カ所の災害復旧費、平成23年度に契約をして繰り越したものでございます。

それから、19節負担金補助及び交付金でございます。これにつきましては、戸倉中学校線の応急復旧工事に係る経費、負担金でございます。当初、戸倉中学校跡地に応急仮設住宅を建設するということで進めておりましたが、そこに通じる町道がのり崩れ等を起こしてかなり危険な状態であるということでございましたので、なかなか町では対応しかねるということで宮城県の気仙沼土木事務所のほうに国道398号線の復旧にあわせてその応急復旧工事を委託したものでございます。その工事に伴う負担金の支出となっております。

次、2目河川災害復旧工事でございます。

13節委託料、1,700万円ほどの不用額が発生しております。この部分につきましては、歌津の泊に大沼地区でございますけれども、防潮堤から奥のほうに田んぼの中に大きな沼がございます、そこに水路があったんですが、その部分900メートルの復旧を考えておりました。しかしながら、県のほうで大沼地区圃場整備が入るということで、県道から上流側については町では復旧をしないということになりまして、県道と防潮堤の間だけの復旧ということになりましたので、その差額分が発生しております。

次に、15節の工事請負費でございます。町単工事ににつきましては、先ほど申したとおり5月2日、3日の豪雨によるものでございまして、管の浜川ほか8件の復旧工事をしております。それから、次に河川復旧災害工事、補助災でございますが、滝浜川ほか8件の災害復旧工事部分でございます。主な工事につきましては、付表の113ページに記載しておりますのでご参照願いたいと思います。

3項文教施設災害復旧費でございます。

1目公立学校施設災害復旧工事13節委託料でございます。2,200万円ほどの設計業務委託料が発生して支出をしております。これにつきましては、町内に残っている6校分の災害復旧工事に伴う設計委託料でございます。具体的には志津川小学校、志津川中学校、入谷小学校、伊里前小学校、歌津中学校、名足小学校でございます。以下、管理委託料を計上しておりますが、420万円につきましては名足小学校以外の5校分、それから次に名足小学校が出ていますが、名足小学校の管理部分が290万円となっております。

次に、次ページを開いていただきたいと思います。

15節工事請負費でございます。中ほどの学校施設災害復旧、5,900万円ほどでございますが、名足小学校を除いた5校分の災害復旧費でございます。名足小学校災害復旧費1億9,790万円ほど支出をしております。同じ繰り越しといたしまして、1億9,795万円を、部分を繰り越してございます。合わせまして3億9,585万円で現在工事を進めているところでございます。不用額が2,400万円ほど発生しておりますが、これは名足小学校の災害復旧工事の入札に伴う入札差金が2,400万円ほど発生しておりますのでそれが主なものでございます。

次に、社会教育施設・保健体育施設の災害復旧工事でございます。15節工事請負費でございます。記載のとおり、歌津の魚竜化石の災害復旧工事、それから平成の森の災害復旧工事でございます。野球場、その他建物の災害復旧工事でございます。2,600万円ほどで契約をしております。約1,300万円ほど繰り越しをかけております。これにつきましては、既に工事が

終了しているところでございます。

4項その他公共施設・公用施設災害復旧費1目消防防災施設災害復旧費でございます。15節工事請負費、3.11で被災しました防災行政無線の復旧工事1億1,300万円でございます。

それから、5項厚生労働施設災害復旧費でございます。1目衛生施設災害復旧工事費13節委託料でございます。120万円ほど支出をしておりますが、これは歌津の西光寺さんに隣接する町営墓地の災害復旧工事に伴う測量設計委託業務費でございます。

以上で災害復旧費の説明は終わりますが、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 続いて、11款の公債費でございます。執行額で12億2,300万円ほどございました。いわゆる地方債の償還ということで義務的経費の執行でございます。公債費の残高ですけれども、平成23年度末で104億円ほどございました。これが償還によりまして平成24年度末で98億円まで減少しております。今後、平成28年度にピークを迎えることとなりますけれども、その後は徐々に減少してまいります。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 163ページ、164ページをお開き願います。

12款復興費1項復興総務費のうち1目総務管理費についてでございます。

2節の給与から4節の共済費までは、職員給与関係でございます。

8節の報償費、14節の使用料、15節の工事請負費につきましては、ことし2月に開催しました災害公営住宅の着工式及び防災集団移転事業の着工式に要した費用を支出してございます。

25節の積立金でございますが、復興交付金基金積み立てとして612億3,000万円ほどという金額になっておりますが、復興事業に関します交付金、第2次から第5次までということで4回交付されておまして、その積立金となっております。全体の一般会計の歳出と全体1,000億円弱という決算になっておりますが、この部分で6割ぐらい計上されているという状況でございます。

○委員長（及川 均君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私のほうからは、163ページから166ページにかけまして、2目3目について説明をさせていただきます。

2目地域復興費でございますが、決算額6億1,500万円ほどでございます。ページをめくっ

ていただきまして、166ページのほうに執行の内容が載っておりますが、これは宮城県の基金を活用して事業を行ったものでございます。13節委託料災害検証から始まりまして、19節の負担金まで主に消防防災、それから生涯学習の関連事業に充ててございます。それから、25節の積立金でございますが、5億8,800万円。これにつきましても、宮城県から被災者支援の財源に充てるということで交付したものでございます。

次に、3目復興推進費でございます。決算額12億3,800万円ほどでございます。このほとんどが25節の積立金11億6,800万円でございます。内訳は、特別交付税震災復興特交で10億円ということでございます。除いた1億6,800万円ほどが寄附金ということでございます。それ以外の経費につきましてですが、15節、これはコアラ館、アリーナの前にありますが、コアラ館の建設、それから備品購入で消防関係とそれから生涯学習館の関係備品ということで執行の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（及川 均君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 引き続き、2項復興土木費のうち1目防災集団移転促進事業費からご説明をさせていただきます。復興土木費、平成24年度から本格的に予算の執行がなされた年度でございます。

13節委託料になりますが、165ページ、166ページの一番下段に記載してございます。防災集団移転事業にかかわります計画策定、測量調査、実施設計委託のほか土地の価格調査、立木の伐採委託という項目で支出をさせていただいております。

次に、167ページ、168ページをお開き願いたいと思います。

15節の工事請負費、防災集団移転事業の造成工事ということで8,260万円支出しておりますが、これは藤浜団地の造成工事の前払い金相当額ということで50%程度を支出しているものでございます。

17節の公有財産購入費につきましては、防災集団移転事業の移転先の団地の用地、それと津波被災を受けました移転元地、いわゆる低地部の買い取りの費用を支出してございます。詳細につきましては、附表の124ページに記載させていただいております。

次に、2目都市防災総合推進事業費でございます。

13節委託料につきましては、災害危険区域の検討設定のための津波シミュレーション等の委託事業でございます。

次に、3目のがけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、この事業につきましては個別移転者への借入利子相当額の補助ということで、19節の負担金補助及び交付金という形で

実施しております。大別いたしますと、町単部分、いわゆる補助額は同じなのですが、災害危険区域設定以前も含めた遡及分を適用させた町単分、それと災害危険区域指定後の国庫対応分でございます。不用額6,465万円ほどございますが、年度末の駆け込み申請に対して5件ほど余裕額を予算として確保しておいたと。あとは、平成24年度中に終わるということで個人の方から申請が上がっていたんですが、個人が依頼しているハウスメーカーあるいは工務店等で平成24年度中に終わらなかったということで、平成25年度になってしまったというのが6件ほどございます。合わせて11件分でこの金額の不用額という形になっております。

次に、4目災害公営住宅整備事業費でございます。

13節の委託料でございますが、名足、入谷災害公営住宅用地測量と志津川地区の基本計画の策定業務の委託料を支出してございます。

17節の公有財産購入費、22節の補償補填及び賠償金につきましては、入谷、名足住宅の災害公営住宅用地に関する支出でございます。この辺の詳細につきましても、付表の126ページに記載させていただいております。

○委員長（及川 均君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 引き続きまして、5目津波復興拠点整備事業費で、あわせて次ページ、169ページ、170ページの6目都市再生区画整理事業費、7目道路事業費、8目都市公園事業費につきましては、主に13節委託料での検討業務を一括して行っていることから、まとめてご説明します。主な事業、委託については、付表の127ページに記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

これらの業務委託は、各事業の早期事業化へ向けた検討を実施するもので、都市計画の決定や変更、事業着手の前提となる事業計画の認可に必要な設計図書などを検討し作成するものです。これらの昨年度の成果としましては、あわせて付表の127ページの3)以降128ページにわたりまして詳細に記載しておりますが、東地区や中央地区の都市計画決定や志津川都市計画、土地区画整理事業の決定などを行いました。

その後、事業認可に向け具体的な土地利用などの検討を行っていたのですが、計画内の地盤状況の変化や住民との合意形成、国との調整に想定外の時間を費やしたことから繰り越しとなっております。繰り越しとはなっているんですが、現在残りの事務手続について関係機関との事務手続を行っておりまして、全ての事業において早ければ10月中にも事業認可をとれる見込みとなっております。これも順調にいけば、早ければ11月中にも工事の着手についてその施工をURと業務委託できるように現在調整しているところです。

○委員長（及川 均君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 復興教育費、埋蔵文化財発掘調査事業費の関係でございますけれども、ここは主に個人の家、敷地とかあるいは会社の埋蔵文化財に係る分の調査ということでございます。これらにつきましては、その調査をするための委託料ということで重機の借り上げの委託料等でございます。あと、県のほうからその調査員の旅費、あるいは作業員の賃金等ということで、高台移転等にかかわらない分の調査費というふうなことでございます。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、4項の復興農林水産業費でございます。

1目の漁業集落防災機能強化事業でございます。13節の委託料でございますけれども、これまで防潮堤がなかった漁港、町内に5港ございます。ここの漁港に係る防潮堤の測量設計費でございます。

それから、次の2目の漁港施設機能強化事業でございます。現在12カ所で工事を実施しているところがございますけれども、補助事業で復旧できますのがあくまで物揚げ場の水たたきコンクリートまででございます。その背後にある用地についてはこれまでは単独費で造成をしてきた経緯がございます。その関係上、改めまして復興費のほうでその分に係る工事を実施しているところがございます。詳細につきましては、付表の130ページに記載しておりますのでご参照願いたいと思います。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 3目の水産業共同利用施設復興事業費でございます。

13節の委託料でございますが、持続可能な海山づくり事業とは一体なんだろうということなんですが、町営サケのふ化場の水源調査と、それから本格復旧するための基本実施設計の委託料、それから魚市場の本格復旧のための基本実施設計の委託料でございます。ほとんどが平成25年度に繰り越しという、そういうような内容でございます。

次のページをお願いいたします。171ページ、172ページでございます。

上段に19節の負担金補助及び交付金がございます。ここで9億5,767万8,000円を繰り越しておりますが、これは被災しました水産加工場等の再開に係ります補助金でございます。10社応募されまして2社が採択になっておりますが、これは全額平成25年度に繰り越しておると、そういうような内容でございます。

○委員長（及川 均君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 続きまして、4目の農山漁村地域復興基盤総合整備事業費につきましてご説明をさせていただきます。予算の総額といたしまして4,900万円、約5,000万円ほどの予算を計上させていただいたところでございますが、これは圃場整備事業を先行しております5カ所分なんですけれども、泊、田表、板橋、それから西戸、在郷地区、この5カ所分の圃場整備事業に係る市町村負担相当分の予算でございます。合意形成を進め、それから地権者の資料などの取りまとめ業務に係る部分の業務費なんですけれども、平成24年度におきましてはそのうちの負担金のみ支出となり、それ以外の予算につきましては平成25年度への明許繰越とさせていただきます。以上です。

○委員長（及川 均君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 5項復興衛生費1目低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業費、支出済額1,636万7,000円となっておりますが、これは被災された方への浄化槽設置に係る補助金でございます。内容につきましてはここに記載のとおりでございますが、詳細につきましては付表の132ページ、133ページに記載されてございますのでよろしくお願ひします。不用額の1,230万円につきましては、この低酸素社会対応型浄化槽集中導入事業の分を当社60基ほど見ていたわけなんですけれども、それが28基ということで、その分が不用額となったものでございます。

2目の水道給水装置設置支援事業費5,000万円ですが、被災された方が新たな土地に家を建て水道を引いた場合の補助金でございます。平成24年度は15件で376万円ほどでございます。今回補正で残りをお返ししたということでございます。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 6項の復興効果促進費でございます。

1目の仮設学校就学環境整備事業費49万円ほど支出をしております。これにつきましては、名足小学校の子供たちの避難通路、校舍裏に階段を設けるわけでございますが、その工事に伴う地質調査を実施したところでございます。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 最後、13款予備費でございます。平成24年度は予備費の充用が2件、合計で253万円ございました。備考欄に記載してございますけれども、1件が生涯学習推進費へ173万円充用してございます。内容は昨日生涯学習課長がご説明申し上げておりました、学びの支援コーディネーター事業の講師謝金の過不足により対応したものでございます。もう1件、公立学校施設災害復旧費へ80万円充用してございます。この内容ですけれども

も、昨年、平成24年4月3日に低気圧災害が発生いたしまして、その際戸倉中学校の体育館が破損いたしまして、応急措置を実施しなければいけないということで予備費対応したものでございます。以上です。

○委員長（及川 均君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ございませんか。星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 167ページの4目災害公営住宅整備事業費から伺いたいと思います。

先日、公営災害住宅の仮申し込みがなされておったようですが、この議会開催前日の9日の締め切りということでありましたが、申し込み状況はいかほどだったのか伺いたいと思います。

○委員長（及川 均君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 9月9日申し込み期限ということで仮申し込みを行ったところでございますが、約660戸ほどという状況になっています。全体の状況を見ますと、本来計画戸数が930戸あるんですが、そのうち1割ぐらひはなかなか再建の方向性が見えないという方向けにやや多めに計画戸数を設定しているという経緯もございまして、それにしても若干少ないのかなという気がいたしております。この数字が現時点での数字ということとなりますが、いろんな個別相談あるいは説明会を開催しても、なかなか勘違いといいますか、なかなか中身も理解されていない方もいるということもありますので、現在、以前昨年の意向調査で災害公営住宅を希望した方で今回提出されていない方に対して、電話で再建意向を改めて確認して、また仮申し込みの受け付けといいますか督促をするというような、現在取り組みを行う予定になっております。

○委員長（及川 均君） 星委員。

○星 喜美男委員 やはり周知のあり方にもちょっと問題がなかったのかなという感じがいたしております。やはりその辺を、再申込みですか、当初の希望は多分とってあると思うんですが、その辺のやはり周知のあり方というものに徹底したほうがいいのかなと、そのような感じがいたしておりますが、どんなものでしょうか。

○委員長（及川 均君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 仮申し込みの用紙等資料も含めて配付した世帯は、全体で1,300世帯ほどに送付しております。これにつきましては、災害公営住宅に申し込んだ方、申し込みじゃない、希望のあった方、昨年の意向調査で希望のあった方、それと再建の意向を明確にしていなかった方、そういった方も含めてダイレクトに郵送させていただきました。

その後も再建の意向が、例えば集団移転から災害公営住宅になったといった方については、連絡をいただいた上で改めてまた送付するといったようなことも取り組みもやっておりますが、いずれ周知のあり方については、委員からご指摘のような部分については、再建意向が変わったということで改めて申込書が欲しいといった以外は余り行為としてはなかったんですが、ただ本当に再建意向が固まっていないという方もまだ多分いると思うんです。そういった方の掘り起しも含めて、先ほど申しあげましたとおり、まずは電話で連絡をして状況を確認するという作業を大至急やっていきたいなと思っています。

○委員長（及川 均君） 星委員。

○星 喜美男委員 それともう1つ、少なからず影響があるのかなと私個人的に感じているんですが、やはり登米市長の南三陸町民向けの公営住宅を整備するといった、非常に時期的にもタイミング的にも、非常に配慮の足りない発言であると私は非常に感じておるんですが、やはりそれは少なからず私は影響があるのかなという感じがいたしておりますが、かといって非常にデリケートな問題で、それに抗議をしたとしてもやはり希望する人の妨害をするような感じになってしまうと思いますので、非常に難しいことかなという感じがいたしておりますが、やはりちょっとあれは非常に配慮の足りない発言であると、私は非常に憤りを感じるものですが、その辺の影響というものはどのように捉えていますか。

○委員長（及川 均君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 実は、内容、希望する住宅を地域別に見ますと、歌津地区と戸倉地区におきましては、昨年度意向調査を行ったよりは若干少なくなっているというふうな状況ですので、おおむね希望する方は回答をなされているのかなと。ただ、志津川地区の方につきましては、非常に少なかったということで、議員ご指摘のそういった報道によって、登米市では新聞報道によりますと災害査定での残り24戸について建設を言っているんですが、その24戸を勘違いして、登米市に南三陸町の方の分の災害公営を建ててもらえるんじゃないかといったような勘違いをしている方も中にはいるんだろうという認識はいたしておりますので、先ほど申しあげましたそういった電話とかでご意向を確認した上で、改めて数字としてご報告申し上げたいというふうに思います。

○委員長（及川 均君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 けさほど、読売新聞を見た方から、「防災庁舎を解体するという記事が載った」というお話がありましたので、町長、その解体の意向を報道機関に問われてそういうふうにしやべったんですか。私はまだ記事を見ていないんですけども、見た方の話ですと解

体というような記事のようなので、まさかその新聞記事、でたらめを書いているのかどうか。その辺なんです。

○委員長（及川 均君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私もけさ新聞を拝見させていただきました。基本的に私は取材を受けてごいません。したがって、そういった記事の出所はどういう経緯で出たのかということについては、私どもとしてはちょっとわかりません。

○委員長（及川 均君） 三浦委員。

○三浦清人委員 では、実際には町長は何も受けていないということですよ。その件について。その出所がわからない。いやいや、それじゃあ新聞屋は何を書いたんだ。誰からの話で書いているんだろうね。これは問題じゃないですか。「私は受けていないし、しゃべっていない」で済まされる問題でしょうかということですよ。読売新聞といたら一流新聞ですよ。皆、一流ですけれどもね。それがうそを書いているということではないと思うので、どなたかから、多分役場の関係の方がしゃべったのかどうか。だって、防災庁舎というのは、今は町のものですからね。町の所有者がどうするかという、最終決定は町長なんですよけれども、そういう記事、解体という記事が載ったと。内容から見て町のどなたかからそういうお話を聞いたという判断にしかわれわれはとられないんですよ。登米市の市長から聞いたわけでもないでしょうし、女川町長から聞いて書いたわけではないんだから、誰しもがそう思うわけですよ。町長が言わないで誰が言って、その記事になったのかということですよ。まさか、住民から聞いて書いたわけじゃないと思いますよ。役所のどなたかでしょう。副町長ですか。副町長さん、あなたが語ったの、誰が語ったの。これ、調査する必要があるんじゃないですか。大変な問題ですよ、これ。記事に載るということは。だって、その記事を見た方は、最終責任である町長がしゃべったと、しゃべったというか発表したということで記事に載ったと思っていますからね、住民は。そこをはっきりしないとまずいんでないかと思うんですよ。副町長、あなたがしゃべったの。どなたがしゃべったの。町長がしゃべっていないと言うんだけれども。あるいは、誰か関係の担当課長さんがしゃべっているの。1人ずつ聞きますか。

○委員長（及川 均君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 記事をごらんいただくとわかるんですが、明らかに私が話をしていないというのはわかるですよ。というのは、三浦委員にもご質問にお答えしたとおり、近々、いわゆる来週に正式に町としての考え方を発表すると、そういうふうな記事が書いてあるん

です。したがって、私から取材したということにはならないんです。あれを読みますと。ただ、「関係者」という記事が出ておりました。記事の中に出ておられます。それが一体誰なのかということについては、ちょっと私どもとしてはその記者がどなたかからそのお話を聞いてということについては、私どもとしてはちょっとわかりかねるということがございます。

もう1点、中身を読みますと、ちょっと事実誤認もあります。例えば具体的に、「町から復興交付金を復興庁に申し入れて、それが断られた」とかと書いてあるんですが、そういう事実は全くございませんので、ある意味そういった部分については、随分事実誤認の部分があるというふうに認識はしております。

○委員長（及川 均君） 三浦委員。

○三浦清人委員 「関係者によると」ということを今私も初めて聞いたんですが、記事を見ていないので読んだ方からの話ですから、そういうふうな解体という記事が載ったということだけだったので、それが今事実かどうかという確かめをしながら質問をしているんですけども。ただ、関係者というと、関係者なんだね。関係者は。その関係者というのはどなたかわかりませんが、自分の判断でしゃべったということに捉える住民が果たして何人いるかということなの。これは、町長の考えはこうであるということに代弁したわけではないでしょうけれども、その関係者がしゃべったために解体という言葉が出てきたのかなという感じがするんですけどもね。これ、以前、ゴルフ場建設跡地から産業廃棄物が出たときに、あの記事に、河北新聞だった。今、日にちはバックの中に入って今出しませんけれども。それも町によると、当時のその山の所有者、建設業者が捨てただろうという記事が載ったわけだ。それで、私そのときは質問したわけだ。「町というのは誰ですか」と。町長は「しゃべっていない」と。「誰だ」と言ったけれども、「わからない」と。「町によると」ということになると、これは最終は町長なんですよ、誰もが見ても。ですから、今の今回の防災庁舎のけさの新聞の「関係者」ということになると、やはり町長の意向ということ、考えを、代弁じゃないでしょうけれどもしゃべったのかなという捉え方をするわけですから。いずれにしろ、町長はしゃべっていないと、来週だと。来週にそういった判断を下すということには変わりはないということでしょうから。終わります。

○委員長（及川 均君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 質問1つさせていただきたいと思います。

159、160ページ、道路橋梁災害復旧費の中の13節委託料でございます。その中で、先ほどの

細部説明の中で、入札差金分の1,400万円の話と、それは橋を7つかけるんだということの説明だったんだけど、この7橋の場所、あるいは入札差金だから入札済み工事の着手、そういうものはどうなっておるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 橋の場所でございますけれども、北から行きますと歌津の伊里前川にかかるもの、それから志津川ですと八幡川にかかるもの、それと水尻川、それから水戸辺川、長清水川にそれぞれ橋がございます。これらについてはバック堤が予定されておりますので、それに伴って現在の橋が使えなくなるということでの対応でございます。

それと、まだまだバック堤の計画が詳細まで確定していない部分がございますので、まだ工事には着手していないという状況でございます。

○委員長（及川 均君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 橋の話になると、通称熊田橋、入谷横断1号線にかかわる、あそこも被害をたくさん受けたわけなんだけれども、例えばそういう橋も対象にすると横断1号線にわたる基礎的な、398号線からかかる橋ですから、基礎的路線が早まるんじゃないかなというような。これは、被害対象にはならなかったんですか。熊田橋。確かに被害は大きく受けていると思うんですけども。これを対象にしなかったのですかということ。（「対象にはなりません」の声あり） どうしてですか。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回計画しておりますのは、被災がなくて、ただバック堤をつくることによって現在の橋が使えなくなるというものが対象でございます。熊田橋は、確かに被災は受けておりますが、国道398号が高くなるとか、位置が変更になるとか、また堤防の高さが変更になるとかそういう事例がございませんので、あくまで災害復旧の原則にのっとり原状復旧という形で取り扱っております。

○委員長（及川 均君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 道路の話になるんだけど、横断1号線は今回の被災でも大きな効果を果たした道路だと思うんです。それは、もちろん避難道でもあり、あるいは対策本部へ主要事業所から来た人たちが大きく活用した道路でございます。そして、ただいま説明のとおり被害も甚大であったというようなことからすれば、なぜバック堤、あるいは道路の高さだと思うんですけども、道路の高さの変更というようなことからすれば、当然その対象にしてもよかつたのではないかなと。

それから、そういう道路に通じる架橋ということになれば、被害対象にしないのがおかしいでしょう。被害にしないのが。ぜひ、こういう橋も、被害に遭っているんですから、被害の対象にしないのがおかしい。それは、やはり1号線をこれから改修するんですけども、その進入橋ですから。進入するところの橋ですから。こういうのをぜひ対象にして、再度追加でもいいですよ。この不用額の1,400万円を、もしですよ、使うことが出れば、その橋の設計等々あるいは構図が十分なされるんじゃないですか。不用額を残して、そういう被害に遭った橋、あるいはその橋が今回の震災でどんなに役立ったかということを考えて場合に、なぜこういう橋のことも考えないかということですよ。そういうことが必要じゃないんですか。

それから、関連ですけども、横断1号線に私の一般質問に対して、「当初予算にとってある」というような話をしたんですけども、当初予算というのはいつから使われるんですか。当初予算を確保してから何カ月たちます。3月ですよ、当初予算を確定していただいたのは。その事業が、例えば測量だと思っただけですけども、それさえも始まっていないということはどういうことなんですか。まだ使われないんですか、当初予算というのは。こういうことをやはり役立てていただきたいなど。何回も繰り返すようですけども、避難道路としても、あるいは対策本部へ通ずる道路としても、どんなに役立ったか、効果を示したかという点からすれば、その災害時に渡り、災害になる前に渡れなかったそういう橋が災害に遭っているんだから、これも当然ですよ、当然改修すべき橋じゃないかなというようなことでございますが、その辺の考え方をお聞きしておきたいと、こういうふうに思います。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2つご質問がございました。

1点目、災害に今回のやつをできないかというご質問でございますが、できませんが答えでございます。なぜかと言いますと、基本的には災害復旧でございますので、基本は原形復旧でございます。原形に復旧して何ら支障がないということでございますので、基本的には原形復旧でやるということで、今回計上してありますのはあくまでもバック堤の影響にあるものでいずれ原形復旧してもかけかえをしなければならないものについての対応の部分でございます。ですから、熊田橋、今のままであれば当面あのまま災害復旧をすれば、原形復旧すれば使用に耐えられるということでございます。

それともう1点、横断1号線の改良計画があるということになれば、当然災害復旧事業についても当面使用に耐えられる最低限の復旧という方針になります。よって、災害復旧事業で

は対応できないということになります。

それから、2点目の全体の改良計画の問題でございますが、基本は新規採択に向けて資料づくりをするということでございます。委員おっしゃるように、あくまで路線測量をして用地幅くいを打って、あしたに工事をできるような測量ではございません。我々とすれば、採択に向けて間に合う範囲で、中で、スケジュール計画を立てておりますので、その中で若干お控えているということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（及川 均君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 十分答弁でわかるんですけれども、災害復旧しても原形復旧ということでございますけれども、原形復旧をしてもバスの進入ができないんですよ、その橋が。災害で原形復旧というのはわかりますよ。今まで災害の道路を直してきたときであっても。だからです、だから原形復旧であっても大型車両が進入できないような、つまりバス等々は来るんですよ、たくさん。そういうものをなぜ災害復旧で、避難バスが通る、あるいは対策本部への支援に来る、そういうことから考えても、それをどういうふうにお上のほうで感じとっているかなんです。もしこの橋が、いいですか、大型避難バスが入ることができたら、災害に遭わなかったというようなことを想定しても、やはりこれは災害復旧で直すべきですよ。

それと、その測量設計、構図等々に時間を費やすということのようなんですけれども、余りにもそれはかかり過ぎるんじゃないですか。どこの業者を頼んでいるんですか。3月に予算をとっていたんですよ。3月に予算を。通常質問すると、「予算がとれないからまだ手をかけることができない」と、こういうふうに言うんですよ。予算がとれても手をかけないんじゃないですか。早めてくださいよ、これは。また地震があつて、津波が起きたらどうなるんです。そういうことを考えて、ぜひこの辺を考えていただきたいなど。終わります。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1点目でございます。基本はあくまで先ほど申したとおりでございますので、災害復旧で改良・改築をすることはできませんのでご理解をお願いしたいと思います。

それから、避難道路の話が出ていますけれども、基本的に林際と398号線を結ぶ道路、横断1号線だけでないというのは多分委員もご存じだと思います。横断3号線、2車線で398号と林際、立派な町道もございますので、万が一そういう有事の際使えないとなれば、3号線を使っただけならばというふうに考えております。

それから、2点目でございますけれども、今回工事のための測量ではございませんので、調

査でございます。当然、工事をするため、それから地権者の皆様からご承諾いただくそういう作業となれば1年から1年半を費やすと思っています。今回はあくまでも採択、申請書を出すための基礎調査をするということでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（及川 均君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○委員長（及川 均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 何点か確認させてください。

161ページ、4項1目の消防防災、施設整備に関してのことが担当課長から説明されました。システムの復旧ということで。先般、国のほうでJアラート、災害の連絡というような形でそういった発信・受信の訓練がありました。そういった中で、都道府県そして自治体、1,500ぐらいだったと思うんですけども、そういった訓練をしたと。そういった中で、1つの県と50自治体はその受信にふぐあいがあったと。南三陸町はその対象の自治体であったのか。そして、結果的にはその訓練に当たって障害がなかったのか。その辺ひとつお聞かせください。

あとは、167ページ、5目の津波拠点事業。今、担当課長のほうから10月の事業認可の後に11月から造成が始まると。順調にいったほしいと私も願っています。早期の住民帰還、それが町としての一番の目的だと思いますが、西地区に関しても、いろんな硬岩、かたい岩の出土によっていろいろ高台移転の形が変わって、防集に当たっても1カ所の中でその建設が、経費が余計にかかるということで変更になって、保呂毛、田尻畑なんですけど、その部分に関してはURの担当者のほうから、「とりあえず今3地区のほうに移ってもらえるような状況で、できればその地区に居住を求めている人たちはかわっていただきたい」というような説明が、まち協の中でなされました。しかしながら、その地区に防集で住居を求めた、土地を求めた人は、その保呂毛、田尻畑に関しては、皆さんが一体となって今まで作り上げてきた新しいコミュニティーの皆さんとの顔合わせによって、やっぱり強いきずながそこで生まれて、今この時点に来て3地区に選択を変えてほしいというのは、やっぱり無理だと思うんですよ。その辺の問題、どうなっているのか。その人たちの希望は西地区と言っていました。

た。西地区に入れる余裕はあるのか。その辺、2点。

あと、3点目なのですが、169ページ1目埋蔵文化財、この件なのですが、ちょっとある土地の贈与関係の事案がありまして、遺跡のかかわっていたということで担当部署の生涯学習課長のほうに相談に行ったんですが、「遺跡についてはなかなか難しい」と。そして、「その土地というのは一体どういうふうになるんだ」と聞いたら、「寄附されても町のほうではなかなかそれを買収することもできないし、管理と言われてもなかなか難しい」と、そういった話を個人的な見解の中で聞きました。そして、先週なのですが、その地権者の方がまた来庁されて「その土地を寄附したい」と、町のほうに来たらしいんです。それは総務課のほうにとりあえず寄附したいというような形でその話を持っていったんですが、その結果どのような対応を町のほうではしていくのか。この3点、お願いします。

○委員長（及川 均君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 防災行政無線のJアラートの関係のご質問でございます。先週の初旬に訓練がございました。それで、放送は午前11時と11時30分の2回放送されまして、当町におきましては順調に受信をしたというふうな状況で、支障はないというふうな状況でございます。以上です。

○委員長（及川 均君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 保呂毛、田尻畑の関係については私のほうからお答えさせていただきます。状況については、委員のご指摘されているとおりでございます。これまでの経緯も踏まえますと、田尻畑、保呂毛地区としての1つのコミュニティ形成を維持した集団移転をやっていききたいという部分につきましては、先般地域の方々とお話しした上でもそういったお話が出されております。町としてもその意向を踏まえて、そういった形で当該予定地が事業費がかさむということで、西地区の西側の一部にそういう区域を設けられないかということで検討しているところでございます。今、先ほどの質問でもございましたが、その西地区の西側につきましても、災害公営住宅もあわせて建設する計画で今進めております。そこのフレーム等も踏まえて、全体の造成計画といいますか、配置計画を練った上で、また地域の方々とお話し合いを持つと、今月末あるいは来月の初めに一応予定されているという状況でございますので、地域の意向は意向として、町といたしましては当然かなえるべく努力を引き続き続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今ちょっと寄附の際の件の資料が手元ございませんので、何とも

申し上げられないんですけれども、調べて後ほどお答えしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 総務課長、今の件というのは、その土地の持ち主に関しては重要な部分ですので、間違いなく町のほうに来てからその近隣の土地に関しても打ち合わせということで来ていますので、その土地を寄附したいと、そういった要望に関して町はどう対応するのか。それを聞いたかっただけです。

そしてあと、今、津波拠点事業に関してです。2番目ですか。これに関しては、西地区のコミュニティーの意向、この辺はぜひ酌んでいただきたいと思います。しかしながら、地域の編成とか形、あとそこに入る人数、こういった異動によってまた計画の修正がされるということで、復興におくれが出るのではないかなということをやっぱり住民の人たちは懸念しています。今、ここで住むんだということを決めておいて、次はまたこちらだというようなことが今後ないように、そういった対応をできればしていきたいと。また、住民の方からそういったことがあれば、直接担当課のほうに私は申し出て行きますので、やっぱり迅速な、心が早く安心できるような環境づくりをお願いしたいと思います。

あと、防災施設の復旧なんですけど、震災直後も結局震度6、マグニチュード9の地震でもって防災庁舎の防災施設が全てそこでもって使えなくなった状況とか、あと津波の潮位圏に関しても不備があったという、実際来たときにそれが対応の施設がしっかり機能しなければ意味がないと思うんです。訓練でとりあえずそういったのが間違いなく起動したとか、そういったのじゃなくて、とりあえず大震災が起こった、震災が起こったときに、その辺の間違いのない稼働を確認するための訓練だと思っていますので、常々そういった情報関係とか集約しながら、不備のないような体制を、危機管理、3.11の経験をしている危機管理ですので、行政にはその辺を求めたいと思います。

とりあえず、総務課のほうの答えだけお聞かせください。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 質問の意図を把握できず、大変失礼いたしました。

土地の寄附の関係でございますけれども、個々の事案ごとにその土地に対するいろんな物件の設定等もある場合もございますので、一概には難しいところもございますけれども、そういったところも確認しながら寄附者の意向に沿って対応していきたいというふうに思います。

○委員長（及川 均君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 総務課長、済みません。私の聞いたのは、埋蔵文化財がある土地の贈与ですよ。今のは、一般の土地はその状況によって考えていくということなので、埋蔵文化財が土の中にあるとか遺跡としてある部分の土地を、町として寄附された場合にどうするかと。

「その事案によって考えていくことで」という説明ですが、とりあえず私は生涯学習課長から聞きました。「やっぱり財源的な維持費も難しい」と。「管理も難しい」と。そういった中で、その地権者が先祖代々、しかしながら「そういった埋蔵物をもう私は守っていけない」と。まして、町外に出ている方が町に寄附するといったときに、対応です。買わないんですか、買うんですか。「検討する」ではわからないので、その辺はつきりお願いします。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 土地の部分と勘違いしてございました。

埋蔵物でございますので、文化財の部分の管理というのは非常に重要なことだというふうに思いますので、その部分につきましては寄附者の意向に沿って対応していきたいというふうに思います。個々に確認はしてございませんので、申しわけございませんがそれぞれの事案ごとに対応してまいりたいというふうに思います。

○委員長（及川 均君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 埋蔵文化財含めて、前には古民家とかなんかも町のほうで買い取って管理してもらえないかというふうな話もあります。埋蔵文化財の関係もかなり、高台移転の土地に提供したいからというふうなことのお話もあったんですが、なかなか埋蔵文化財となるといろんな規制がかかってその管理もそうだし、有効活用を含めてなかなか難しいということなので、その寄附者の方と協議しながらというふうなことで、最終的な財産管理、町のほうでその受け入れを決定することなので、協議しながらというふうな話で一応帰ってもらったような経緯なので、よろしくをお願いします。

○委員長（及川 均君） ほかに。阿部委員。

○阿部 建委員 私は、10款の災害復旧費のページ数でなく全体的なものについて、関連で伺いをしたい。ということは、今この災害復旧費には復旧費及び復興費も掲載されておるわけですから、一体当初この南三陸町の被害額が全体的に3千何百億円とか、4,000億円とか、いろいろと言われた、そういう記憶があります。その中で、瓦れきの数も多少当初よりも少なかったとか、いろんなそういうものがあれば、少なくなったもの、あるいは多くなったもの、いろいろあるんだろうと思います。そのような観点から、一体基金なども相当、600億円ぐらいですか、あるわけですから、そのようなものを全て関連をいたしまして、下手す

ると今期最後の議会になりまして、これが最後かもしれませんので集大成。集大成したら全て終わったと思ったら、まだ一区切り、そういう意味のようです。

それで、そんな内容から質問するんですが、一体どの程度復旧がなされて、2年経過いたしました。大体復興・復旧、5カ年が一つの区切りになっているわけです。そのようなわけで、平成27年というようなことを一つの最終目標に掲げているんだと思いますが、果たして終わるのかなという懸念がしているわけですが、そんなもろもろの関係から、今後の本町の将来を考える中で重要だと思って質問するわけですが、いろいろ災害によって町が大きく変化するだろうと、私は先日も申し上げましたが、人口減の問題、あるいは何よりも商工業、これはもう大変な死活問題です。ここでしかできない商売を営んでいる方が80%ぐらいおるわけですから。商工業の発展なくして町の発展はないだろうと、私はそういうふうに思っている。

その中で、全てに一生懸命やっているんだということはわかりますが、果たして何%ぐらい、現時点で復旧が何%ぐらい済んでいるんだろうな。一体総額で幾らかかるんだろうな。これから復旧予算が、復興予算が本町に幾らぐらい交付されるのかなと。それらが心配というか考えられるものですから、伺いをしたいと。現在、総体的に復興するまでに幾らかかって、現在幾ら、どの程度の進捗といいますか、進んでいるのか。そして、最終的には目標平成27年のそれまでに一体どの程度の予算が本町の復興をするまでにかかるんだろうかなと、そのようなことをおおよそで結構ですので、はっきりこれはわかりませんので、次々と変化もされてきますので。ただ、相当の額の交付もいただいている、どんどん恐らく使いたてない、早く言えば。6百何十億円も基金を積めたんですからね。どこの町でもそうです。本町だけがこういうふうに基金を積んでいるわけじゃない。これ、私はこれは個人的に考えると、選挙があったからどんどん負けず劣らず政府のほうでは、まず被害地に復興のために少し復旧費を出したのかなと思いますけれども、これからはちょっと厳しくなるのかなという考えを持ちながら質問しているわけです。恐らく後はないでしょうから、この災害復興の質問が。

その中でそのような、私が今話した総体的な内容についてわかる範囲でご答弁を願いたい。これはどなたでも、なんだりかんだりやっぱりだめなんだ。それなりの責任者が、町長か副町長のほうがいいのかと、こういうふうに思いますが、答弁をいただきたいと。

○委員長（及川 均君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） では、私のほうから総枠での全体、この震災によってどれだけ多く

の被害額が出て、それでそれに要する事業費、それからそれに対して今どれくらい交付金などがついて、そして幾らぐらい執行しているのかというようなお尋ね、そして最後に交付金の期限である平成27年末までのめどというようなお尋ねだと思います。

それで、事業ごとに細かい数字を積み上げたものというのは、具体には今持っておらないんですけども、交付金事業だけではなくてあらゆる復興事業、この中には災害復旧費なども含めた国、県、町、それから一部民間のものも入っているのしょうけれども、町の復興実施計画を立てるときの目安として2,500億円ぐらいかかるのではないかなというような試算をなされているという数字は今持っています。いずれ、これは日々変わりますので、2,500億円という分母がふえたり減ったりということはご理解いただきたいと思います。

そのうち、町のほうに、町の復興に使うということで事業費として認められたものが大体900億円近くでございますが、そのうち交付金についておりますのが、これは県の事業も含めて730億円ぐらいついております。それに対して、今町の分が執行している金額ですけどもまだ20億円ぐらい。これは平成24年度の末でございますので、要は基本調査とか……、平成24年度までについてはそういう数字の流れでございます。大体執行率が3%ぐらいということになりますので。それで、平成25年度に入って使っている部分というのは、ちょっと手元に資料はありませんけれども、現金として支出している大きなものというのはまだないと思います。一部前払い金とかそういったものはありますけれども。ですから、平成25年度の末から平成26年、平成27年にかけて大変大きな金額が執行されていきますので、その時点で執行率が上がってくると。

ただ、平成27年度末までの復興事業全体のスケジュール、実際あと1年半ぐらいしかございませんので、これは現実的に相当厳しいスケジュールだなというのは阿部委員もご存じのとおりでございますので、ひたすら急いでやるということに尽きます。以上です。

○委員長（及川 均君） 阿部委員。

○阿部 建委員 おおよその説明、私は3,000億円ぐらいで済むのかなと思っていたら、全体的には大体2,500億円ぐらいで復旧、復興ができるんだというようなことです。

その中で、とにかく平成25年まではなかなか完了が難しいと。先ほども申し上げましたが、5カ年が一つの区切りになっていますので、平成27年までとか平成28年までというのは、予算をとるのはちょっと変なのでしょう。そういうことですので、ぜひとも一日も早い復旧・復興を町民の皆さんが望んでいるわけですので、復旧が、復興がおくれるほど人口が減るんですから。よくそのようなことを踏まえて、皆さんそんなことは言わなくともわかると思い

ますが、全力投球して執行部の皆さんにはその災害復旧に携わっていただきたいなど、そういうふうに希望をいたしまして質問を終わりたいと思います。

○委員長（及川 均君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 2点ほどお願いします。

復興に向けての各事業が今懸命に行われているところではありますが、その各事業の中でさまざまな手順を置いて進めていると。そういう中で説明会などたびたびやっているようですが、この説明会において十二分な説明をしているんだろうとは思いますが、なかなか被災者にとっては理解のしにくい部分があるようでございます。やはり各地域でいろいろ聞いてみますと、「さっぱりわからない」と。それで、結局「何やってんだ」というような、そのような苦情と申しますか随分あるようでございます。この辺について今後改良する余地があるのかなと。進める、この事業等のスピード化ですね。それが1点です。

それから、171ページ復興効果推進費ですか。この中の委託料で、名足小学校の避難通路の地質調査があったと。いわゆるここには避難階段を設ける予定であるようでございますが、この階段を利用して子供たちの避難計画があるんだろうと思いますが、ここの階段を上ってどこへどのように避難させるのか。その学校の裏には細い道路もあるわけでございますが、今回のような時間に余裕と申しますか、ある程度時間があれば余り危険な目に遭わなくても結果的には避難ができたということでございますが、これが時間がなく緊急を要するような場合に、あの道路では子供たちの避難は大変危険ではないのかなと。それで、やはり階段を設けて、どこへなずに避難させるのか。そして、どこで待機させるのか。その辺の中でどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（及川 均君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 各種説明会のあり方ということで、主にご指摘をいただいているのは当課の関係なのかなということで回答させていただきます。

確かに今ご指摘のとおり、こういった津波被害を受けて初めて自宅を建てる方、あるいは初めて土地を買う方、そういった方々が結構ございます。私どもも可能な限り被災者の目線でご説明をするよう担当を含めて心がけておりますが、なお留意しながらわかりやすい説明に努めていきたいと思っております。わからないときはわからないと言っていたほうが、私どもも非常に説明のあり方も変えて対応も可能かと思っておりますので、そういった部分なかなか皆さんのいる前で声を上げられないという方もおりますが、個別に常にご相談できる体制をとっておりますので、もしそういった個別のお悩みの方におかれましては、ぜひ当課までご一

報いただければ対応させていただきたいなというふうに思います。

○委員長（及川 均君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 名足小学校の子供たちの避難のあり方なんですけれども、11月にもとの校舎に戻るということで、今後そういった津波に対する避難なんですけれども、3.11の震災当日は裏の町道を通って名足保育園に避難したというふうなことになりますけれども、今後その注意報、警報、どういう形で避難をしなければならないか、いろんなさまざまな想定をしなければなりませんけれども、今その辺も学校とともに戻りに際しての今協議を進めているところなんですけれども、注意報とかが出て裏山に、裏の町道に避難をして、その注意報・警報がどの程度の時間続くかというようなそういった部分もありますけれども、一応今考えている部分については、震災当時と同じように、まず名足保育園のほうにお世話になる形になるのかなと。あとは、その後これからのいろんな復興計画事業で、その近くにはまた名足の防集団地もできるようなそういった計画もありますけれども、その復興のいろんなその度合によっていろんなものが、インフラが整備された中で、そういう時期に応じて避難行動のあり方もまた検討しなければならないと思いますけれども、基本的に今すぐ戻っての行動とすれば、やはり震災当時と同じようにいつまでも外に立ってはいられませんので、そういう建物の中に避難させるのがベターだろうというふうには考えております。

○委員長（及川 均君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 1つ目からであります、復興課の課長さん、「我が課」と今言いましたが、復興課だけでないんですよ。全課なんです、これは。全課で復興に当たっているわけなんです。それで、メインといいますとあれですけども、町として高台移転の事業、あるいは漁港の整備事業、いろんな担当課でいろいろ説明を行っているわけなんです、目線をもう少し低くして、もっとわかりやすいような、社交辞令でやっているわけではないと思いますが、もっともっとかみ砕いた中で説明をし、そして納得をいただいて、そしてその事業を進めていく。そういう方法が被災住民にとっても、そしてまた現場の職員にとってもやりやすいのではないのかなと。こうして見てくると、現場の職員の方々、本当にかわいそうなきがあるんですよ。ですから、もう少しやりようがあると思いますので、特に事業の大きい課、復興課、あるいは建設課、この課長さん方、まだまだその手腕があると思いますので、ひとつその辺で、もう少しこの辺で何といいますか、改正といいますか改めていただいて、進めていただきたいなと、そう思います。

それから、名足小学校についてですが、多分現在ではそういうような計画というか考えが最

善だろうと思います。それで、災害はいつ来るかわかりません。特に、子供たち中心でありますので、もしそういう考えがあるのであれば、名足保育園を想定しているのであれば、そこに仮の施設といいますか、仮でいいんですが、緊急時のやっぱり機能、避難時の機能をやはり整備すべきじゃないのかなと。今回のように2晩も3晩も、なかなか親元に子供たちを返すことが危険であるというようなことで何日もそこで生活するようになった場合に、やはりそれなりの食糧なり、あるいは衣類なり、そういうものを設備しておく必要があるんじゃないのかなと、そう思っているわけです。これは、名足小学校ならず、全小学校・中学校、子供たちの避難所を先に整備し、そしてまたその位置づけで、そして緊急時の際の対応をすべきだと思います。そう思いますがいかがでしょうか。

○委員長（及川 均君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 避難時の子供たちの避難ルート、それから待機場所等につきましては、委員おっしゃるとおりだと思います。現在、各学校の避難マニュアルを作成している途中でございますので、今お話あったことも含めましてマニュアルの中に、各学校とも実情が違いますので、実情に応じた形で位置づけていかなければならないかと思っております。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、10款災害復旧費から13款予備費の質疑を終わります。

以上で歳出に対する質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1 1時55分 休憩

午後 1時23分 開議

○委員長（及川 均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号、平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、私のほうから国民健康保険特別会計歳入歳出決算の歳入についての細部説明を行います。

一般会計と同じように、昨年度との比較、それから主な収入についてご説明を申し上げます。

それでは、174ページ、175ページをお開きお願いいたします。

歳入1款国民健康保険税、収入済額は昨年度より96.8%のプラスとなっております。これは、税と同じように収納率が高くなったということでの増収というふうになってございます。それから、不納欠損額についても昨年度より3.6倍の不納欠損を計上してございます。それから、収入未済額につきましては、昨年度よりマイナス77.0%と大幅な減というふうに決算をしてございます。

2款使用料及び手数料ですけれども、これにつきましては昨年度より約4.9倍の多さとなっております。これは、督促手数料の増というふうになってございます。

3款国庫支出金ですけれども、前年度よりマイナス33.5%ということで、これは2項の国庫補助金が、災害臨時特例補助金が昨年より少なくなったことが原因となっております。

それから、4款療養給付費等交付金ですけれども、これは昨年度よりマイナス9.0%でございます。

それから、5款前期高齢者交付金、これは前年度よりプラス19.2%となっております。

それから、6款県支出金でございますけれども、前年度より20.4%の増となっております。これにつきましては、1項の県の負担金、被災者支援事業の補助金が多くなったというふうな決算になってございます。

7款共同事業交付金ですけれども、これは昨年度と同額で決算をしてございます。

8款財産収入ですけれども、これは昨年度より1.9倍のプラスというふうに決算をしてございます。

それから、9款繰入金ですけれども、前年度より76.3%の増というふうなことになるってございます。これは、2項の基金繰入金が全額プラスになったということでのプラスになってございます。ちなみに、現在国保の基金の残高ですけれども、1億4,401万4,813円。棒読みし

ますと144コマ014コマ813円というふうな平成24年度の残高というふうになってございます。

それから、10款繰越金ですけれども、これは昨年、平成23年度よりの繰越金というふうな決算をしてございます。

次のページ、176ページ、177ページをお願いいたします。

11款諸収入ですけれども、昨年度より28.6%の増額となっております。

最後に、歳入合計ですけれども、これは前年度と比較しますと0.9%の増ということで、昨年度と同じベースの決算というふうなことでございますのでご報告いたします。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、私のほうから歳出の細部説明をさせていただきます。

194、195ページからでございます。

一般管理費の総務費一般管理費でございますが、これらは人件費、事務費に当たります。この中の13節の委託料でございますが、183万7,000円の不用額が出ておりますが、これは制度改正による住民情報システム改修を見込んでおったんですが、そのような大きい改修が必要なくなったということのための残が主なものとなっております。

続きまして、196、197ページをお開きください。このページから201ページにかけては、保険給付費でございます。療養諸費、高額療養費、ともに若干下回る程度の実績となっております。全体では197ページの中段、18億9,460万円ということで、月にならしますと毎月療養費で1億5,800万円程度の支出ということでございます。

198ページ、199ページ、お開きください。

こちらは、出産育児一時金、葬祭費等の説明でございますが、出産育児一時金は24件、昨年度実績として、これは201ページに係る部分でございますが24件。それから、葬祭費は92件の実績となっております。平成23年度と比較すると大分大きく落ち込んではおるんですが、震災の影響だったというようなことでございます。

次に、同ページ3款の後期高齢者支援金等でございますが、昨年より総体として2,000万円ほど増加しているような状況でございます。

続いて、4款前期高齢者納付金でございますが、制度としては被用者保険と国民健康保険間の医療費の負担を調整するためということで、加入率等の平均を基準に納付するか交付を受

けるかというようなことですが、当町では納付はごらんのとおり30万円ほどで済んでおりまして、交付として4億2,000万円ほど交付を受けているというような、歳入のほうの部分ですが、状況になっております。

続きまして、202ページ、203ページをお開きください。

介護納付金、6款でございますが、国保加入者のうち40から64歳までの方が介護保険制度を運営する経費として負担するもので、1億8,000万円ほどということになっております。

続いて、大きいところでは205ページの2項、保健事業費でございます。特定健康診査等事業費等でございますが、これらの検診、続いての保健事業等の実績につきましては、付表139ページのほうに実施した実績等を載せさせていただいておりますので、あわせてご確認をいただければと思います。

それから、9款基金積立金でございますが、これらは基金運用果実の積立金でございます。備考欄に予備費からの充用とございますが、予算額の微調整のための充用ということでございます。

それから、206、207ページでございます。

207ページの償還金です。3目の償還金になりますが、これらは療養給付費や国庫補助金の過年度分の精算費用となっております。いずれも昨年を上回る返還となっております。これは震災に関連して、概算交付時点ではそれなりの手当があったということで運営上心強いものになっておりましたが、精算時にはその反動で返還の幅もふえたということでございます。

それから、最後の12款の予備費でございますが、先ほど少し触れさせていただきましたが、総務費の委託料等基金積立金に若干充用したというような内容でございます。

以上、歳出の細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（及川 均君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 私は今の説明で療養費のことがちょっと気になっていたものですから質問します。

付表の136ページに世帯数と被保険者数の状況が書いてあります。これを見ますと、昨年度の末と比べまして今年度は約1,000名の方が減少しているという実態があります。それで、療

養給付費もこれに見合っただけ減っているのかなと思いつながら今聞いていました。具体的にはどれくらい療養費は減ったのかなと思つていますが、その辺。

それから、昨年4月から子供に対する医療費が無料になったわけですが、それも何か影響があるのかどうかということも含めてお願いします。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、2点のご質問に対してお答えいたします。

療養費の関係でございますが、先ほど月に平均しますと毎月1億5,800万円ほどの療養給付、保険給付費の支出ということでご説明申し上げましたが、前年度は1億6,400万円程度ということで、減少の傾向でございます。被保険者が減少しているという状況の影響も出ているのかと考えております。

それから、もう1点、子供の医療費というのは子供医療の枠の拡大というような部分でございますが、これは確かに昨年の10月診療から影響は出ているということでございますが、全体でならしますと大きい変化はまだ見られないような状況でございます。ただ、個別に町の支給額は相当数伸びておるといふような状況でございます。今、手元に。ちょっとお待ちください。医療費支給の状況から申し上げますと、2カ月後に助成の影響が出てくるということで、10月からなので12月からの支払い分で、例えば10月までは175件程度の負担に對しまして、12月からは1,268件ということで数倍に増加してございまして、これにスライドして診療費も上昇していると思つています。ただ、全体で比較しますとなかなか難しいという部分がございますが、そのような状況になっているということでございます。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 今回の説明ですと、療養費もこれは人口が減ったために療養費も減ったのかなという、課長がちょっとさらっと言いましたけれども、私は多分そうでないかなと思つて見ていました。

それから、子供の医療費の無料化に伴って、今件数を聞きました。これは大変大きいなと思つています。実は、ある若いお母さんに、今登米市に住んでいるんですけども、「南三陸町は医療費無料になったので本当に助かる」と、「なるべく南三陸町に住みたい」と、そういううれしい声を聞いたんですよ。それで、どういふ影響を及ぼしているのかなと。本当に子供たちに医療費、そういう安心して住めるまちづくりということで大変いいかなと思つながらその話を聞いたので、今内容を少し聞いてみました。ぜひ、この国保税なかなか大変な状況になっていますけれども、これを見ますと不用額じゃなくてかなり今までは1億円、2

億円近くの決算というかされていたと思います。それが今、随分改善されたなと思いながら見ていましたので、ただ国保は本当に大変な中で運営していますので、ぜひ、政策的には子ども医療費無料化なので大変私は喜んでおりますので、そのまま引き続きやってほしいなと思っております。以上です。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第3号平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の歳入の細部説明を申し上げます。

国保会計と同じように、昨年度との比較、主な収入ということでご説明申し上げます。

209ページ、210ページを、お開きをお願いいたします。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、これにつきましては昨年度より91.4%の増となっております。これも収納率向上のために収入済額がアップしたというふうなことからなっております。それから、不納欠損額につきましては、昨年度はございませんでしたので全部増というふうな形で決算をしております。収入未済額につきましては、昨年度より37.6%の減ということで、収入未済額が減っております。

それから、2款使用料及び手数料ですけれども、昨年度より10.7%の減となっております。

それから、3款繰入金ですけれども、これは一般会計からの繰り入れということで、昨年度より13.3%の増というふうになっております。これは、保険基盤安定化のための一般会計からということでの繰り入れということでございます。

4款繰越金につきましては、平成23年度からの繰り越しというふうなことでございます。

それから、5款諸収入につきましては、昨年度より約1.4倍の増というふうな形で決算をしてございます。

歳入合計で昨年度より49.5%の増というふうな形で決算をしてございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、歳出の細部説明をさせていただきます。

ページ数は、217、218ページをお開き願いたいと思います。

本会計は後期高齢者医療制度における被保険者が負担する保険料を受け入れて、それを保険者たる宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するという性格の会計でございまして、歳入でご説明があったとおり昨年度より3,700万円ほど歳出においても増加しているというような状況でございます。

その中で、19節負担金補助でございますが、これは後期高齢者広域連合への納付金ということで、歳入における保険料と一般会計から繰り入れました県、町の負担分の保険基盤安定繰入金を合わせ、広域連合へ納付するというような性格のものでございます。

その他の支出につきましては、保険料の過誤納の還付金となっております。被保険者の動向や保険料の賦課等につきましては付表にお示ししたとおりですが、この増加の要因というのは保険料の軽減が年途中で終了した等の要因等もございます。

以上細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（及川 均君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと

決定されました。

次に、認定第4号平成24年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成24年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算の歳入の細部説明を申し上げます。

歳入1款保険料、これは昨年度より56.5%の増ということで、収納率が上がったということの原因となっております。それから、不納欠損額につきましては、昨年度より9.9倍と大分多く欠損額を計上してございます。それから、収入未済額につきましては、昨年度より65.7%減と収入未済額が減ってございます。

それから、2款使用料及び手数料になりますが、これにつきましては昨年度より4.7倍と、金額は少ないんですがパーセンテージにしますと4.7倍というふうな増というふうな形で決算をしてございます。

3款の国庫支出金でございすけれども、昨年度より22.4%の減ということになってございます。これは、2項の国庫補助金の中でマイナス40%ということで、介護保険事業でマイナスになったことが原因と見られます。

4款支払基金交付金ですけれども、これにつきましては昨年度よりプラス30.2%の増ということでございます。これは介護給付費交付金の増というふうなことで決算をしてございます。

それから、5款県支出金でございすけれども、昨年度より12.0%の増というふうなことで決算をしてございます。

それから、6款財産収入ですけれども、これにつきましては昨年度よりマイナス30.6%の減というような形で決算をしてございます。

7款繰入金ですけれども、これは昨年度より16.1%の増というふうな形で決算をしてございます。2項の基金繰入金がふえていることが原因となっております。

8款繰越金ですけれども、これにつきましては平成23年度からの繰り越しというようなことで決算をしてございます。

それから、9款諸収入ですけれども、昨年度より9.2倍ということで、金額がないんですけれどもこれは延滞金等の増というようなことで決算をしてございます。

歳入合計ですけれども、これにつきましては昨年度より10.0%の増というような形で決算をしてございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、歳出の細部説明をさせていただきます。

236ページ、237ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費でございます。総務費の総務管理費一般管理費ということで、これは職員の給与費、それから事務費に当たる分でございます。13節の委託料で170万円ほどの不用額が出ておりますが、これにつきましては電算処理の委託料の減額というようなこととなります。

2 項徴収費については記載のとおりです。

3 項の介護認定事業費でございますが、1 節報酬として介護認定審査員の報酬9名分というようなこととなります。

次のページ、238ページ、239ページをお開きください。

保険給付費でございますが、これにつきましては介護保険法に伴う法定のサービスに伴う保険給付費というようなことになっております。昨年度は震災によりサービス事業者が被災をしておいて、その分の給付が少なかったんですが、今年度は昨年度と比較いたしまして2億4,300万円ほどの増というようなことになっております。回復傾向にあつて、サービスが提供できつつあると、そういう状況にあるというようにご理解をいただければよろしいと思います。

それでは、240ページ、241ページでございます。

中段2 項の介護予防サービス等諸費でございますが、これにつきましては昨年度より1,200万円ほどの増でございます。決算額が2,600万円というようなことで、昨年度より1,240万円ほどの増額になっております。これにつきましては、いわゆる介護認定の要支援1、2に係る分というようなことでございます。次の242ページ、243ページでございますが、いずれも微増の状況になっております。

下段の4 項の高額介護サービス等費でございますが、これは低所得対策というようなこととなります。昨年度より230万円ほどの増というようなことでございます。

では、次に244ページ、245ページです。

5 項については記載のとおりですが、6 項でございますが、特定入所者介護サービス等費というようなことで、昨年度より4,500万円ほど増になっております。要因といたしましては、昨年度被災によりまして特養の食事代、部屋代等が減免の対象になっておりました。これが戻ったというようなことになると思います。

それから、3款の地域支援事業費というようなことですが、これにつきましては包括支援、それから介護予防任意事業に係る分というようなことになります。4,400万円ほどの決算額になっておりますが、昨年度と比較いたしますと約90%程度の執行率ということになります。

次のページ、お開きください。

2項の包括的支援事業費の任意事業費の下段になりますが、家族介護用品代というようなことで217万円ほど支出しておりますが、これにつきましてはいわゆる紙おむつ代というようなことになります。

それから、4款の基金積立金でございますが、2万4,000円というようなことになりました。昨年度より約2,000万円の減というようなことで、基金が底をついてしまって2万4,000円しか積み立てられなかったというようなことでございます。

次に、248ページ、249ページでございます。

5款の諸支出金でございますが、中段2目の償還金23節の償還金利子及び割引料でございますが、これにつきましては平成23年度決算に伴う精算に当たる分でございます。7,582万円ほど決算というようなことでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（及川 均君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑に入ります。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 第5次介護保険計画で、保険料が基準額1,100円ぐらいアップしたと。そういうことで、大変利用者の負担もふえている中で、サービスがきちっと受けられるのかどうかということです。今、震災後やや回復しているという課長の話でしたので、本当に保険あって介護なしではなくて、きちっとサービスが受けられているかどうかということも含めてちょっとお話を聞きたいなと思っています。

そして、ページ240、241の中で、先ほど介護予防サービスのところで要支援1、2に対する1,200万円ですか、これがふえているということで、ちょっとそのような話なんです、これもちょっと詳しく教えてください。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目でございますが、サービスを受けられる状況にあ

るかというようなことで、昨日もちょっと申し上げましたが、基本的にはやはりデイサービスがやや不足ぎみの状況にあるというようなことは間違いないと思います。今年度中に2カ所、戸倉とそれから小規模多機能がオープンするというようなことで、うちのほうもぜひそれについては急いでやってほしいというようなことでお願いをしておりますので、それも含めてそういうような形で少しずつ回復をしてきて、サービスが充足できる状態になるのかなと、そういう見通しで思っております。

それから、240ページの介護予防サービス等諸費の関係でございますが、ここは要支援2、いわゆるデイサービスとかグループホームの関係の費用なんです。平成23年度から見ますとデイサービスがまだサービス提供できていなかったというような状況でございますので、その分が1,200万円ほど丸々ふえたのかなというようなことだと思います。件数にして約380件ほどふえておりますので、昨年度提供できなかったデイサービスが回復しつつあると、その傾向だと思います。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 なかなかデイサービスがちょっと提供できなかったということで、今2カ所ですか、これは今年度中にできる見通しなんですか。どのぐれぐらいのときになるのか、ちょっとその辺もう一度詳しく教えてください。

それから、要支援のということで、グループですか、そういうところのあれということで今ちょっと説明がありました。ちょっと私、心配なのは、今介護保険について国が大分いろいろ制度を変えようとしてやっていますよね。それで、今回厚労省が打ち出したのは、要支援者への保険給付を廃止して、そして保険で賄わないでそれを地域で要支援者をやると、そういう方針が何か出されているみたいなんですけど、この町ではそういう方針が出た場合はできるかどうかです。そういう要支援者に対する、決してサービスを打ち切ることなくきちっとできるかどうかということを私は心配しているので、その辺の見通しを聞きたいなと思っております。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目でございますが、戸倉のデイサービスにつきましては繰越事業というようなことで、建物は既に発注済みでございます。地鎮祭も終わりました、建物のほう、もう取りかかっておりますので、早くやってほしいというようなことでお願いをしておりますし、もちろん今年度中に完成する見込みでございます。小規模多機能につきましては、今回の補正でも追加補助というようなことが出ましたが、これも今年度事業

というようなことで今年度末までに完成する予定というようなことを聞いておりますので、それについても今年度で完成する見込みというようなことでお願いしたいと思っております。

それから、2点目のいわゆる厚労省のほうで今そういった形で国民会議をしておるようでございます。要支援1、2というようなことを、付表の145ページに要支援の方の割合等が出ております。本年度末で117名、要支援の方です。割合にいたしますと13.5%なんです。2割弱の方が要支援だと。いわゆる要介護認定を受けた方の中で13%程度の方が要支援だと。実際の会計の中身を見てみますと、この介護保険会計の中で要支援に当たる事業というのは、先ほど申しました介護予防サービス等諸費とそれから地域支援事業なんです。これが合わせますと約7,000万円ぐらいと。15億円のうちの7,000万円というようなこととなりますと、大体5%未満の予算規模になります、7,000万円ですと。ある意味7,000万円の事業を町でやるのかというようなことになると思われますけれども、ただ国のほうからはその裏づけとなる財政のいわゆる支援、あるいは助成がどういう形で来るのか、そういうものがほとんどまだ示されておられませんので、今のところはっきりしたことは申し上げられませんが、市町村でやるとなった場合には、その要支援1、2の方々をどういう形でやるかというようなやはり検討に入らなければならないだろうとは思っておりますが、今のところちょっと国のほうの詳しい情報がしっかり入ってきておられませんので、その辺は情報が入ってきてから検討させていただきたい、そういうふうに思います。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 多機能を含めて、今年度中にはデイサービスが受けられる施設ができるということで、これでまず大体クリアするのかなと、町民の高齢者に対するサービスができるのかなと思っておりますが、そのように受けてよろしいですね。

要支援1、2の支援については、今課長言いましたように13.5%だと、それを占めている方たちが。大変、この人たちは非常に貴重な人と言ったらおかしいけれども、本当に要支援をそのまま保つということは介護保険に下げることになりますので、やっぱりこれは要介護のほうに持っていかない工夫というか、それがうんと大切だと私は思うんです。だから、要支援だから切り捨てるというような考え方は、これは決してあってはならないと思っております。

それで、今財政的な問題も国からまだ示されていないということなので、ぜひこういうのは切り捨てないような施策というか、町でもきちっとやってほしいなと思っております。何か情報を見ますと、介護度3以下の人たちは老健施設にも入れないんじゃないかと、特養にも入れないんじゃないかという情報もありますので、大変介護保険厳しいなと思って見ていま

す。ぜひ、地域の人たちの高齢者がきちっとサービスを受けられるように努力してほしいな
と思います。以上です。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきもの
と決定されました。

次に、認定第5号平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
てを議題といたします。

平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管
理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） 居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の歳入につい
ての細部説明を申し上げます。

居宅介護支援事業につきましては、平成23年、昨年度より事業費ベースで半分というふうな
ことで、歳入合計でマイナス42.1%になっております。

1 款の使用料及び手数料につきましては、昨年度より3.6%のプラスとなっております。

2 款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金ですがマイナス46.5%の減となってい
ます。

3 款の繰越金については、平成23年度からの繰り越しということになってございます。

それから、4 款諸収入につきましても前年度よりマイナスというふうな決算となっております
のでご報告を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、歳出の細部説明をさせていただきます。

居宅介護支援事業の会計につきましては、今会計管理者が話しましたように、昨年度より減
少しております。要は歳出で申し上げますが、職員が1名、ケアマネージャーが3名だった

のが2名にしたというようなことの減少分ということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

ケアプランの作成件数といたしましては、年間を通して447件、月平均37件というようなことで、詳細については付表の150ページに記載されておりますのでごらんいただきたいと思ひます。

それでは、歳出257ページ、258ページをお開きください。

1款の総務費でございますが、1,583万4,000円ほどの決算額となっておりますが、これにつきましては人件費でございます。2名分でございます。

それから、2款居宅介護支援事業費でございますが、事務費でございます。59万3,000円ほどの決算額でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（及川 均君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第6号平成24年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成24年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） 市場事業特別会計歳入歳出決算の歳入についての細部説明を申し上げます。

市場特別会計につきましては、平成23年度におきまして仮市場の建設がございましたため、昨年度はかなりの収入がありましたけれども、平成24年度においてはその事業がなくなりましたために県補助金、それから一般会計からの繰入金が減っているというふうな状況でござ

います。

ただ、1款の使用料及び手数料につきましては、仮設市場の水揚げの増に伴いまして増加しているというふうな決算になってございます。

歳入合計で昨年度より94.1%のマイナスというふうな決算になってございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 平成24年度の市場の水揚げ金額でございまして、13億5,000万円ほどでございました。これは、震災前の平成22年度が14億2,000万円ほどだったものですから、ある程度近づいてきたのかなと、そういう考えでございまして。

歳出のほうを申し上げます。

266ページ、267ページのほうをごらんください。

1款の市場事業費の市場管理費でございまして、市場を管理するための経費ということで記載させていただいております。

大きいところが、2款の公債費でございまして。次のページの268ページと269ページをごらんいただきたいのでございまして、この公債費に関しましては、平成8年度に市場をつくったんですけれども、その際に借り入れた起債の償還ということでございまして、起債の元金が1,347万3,000円、それからその利子が431万9,000円ということで、これが平成32年度まで続くというそういう内容でございまして。

以上でございまして。よろしくお願いたします。

○委員長（及川 均君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑に入ります。三浦清人委員。

○三浦清人委員 復興関連で質問に入らせてもらいますけれども、私は午前中、防災庁舎の新聞記事についての質問をしたんですが、先ほどこの読売新聞の記事を配付になりまして読みました。それで、町長は午前中でこの記事と内容が異なっているみたいな話もされましたけれども、この記事のどの部分が違うのか、町長は。どの部分が間違っているんですか。

○委員長（及川 均君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、私がけさ言いましたように取材を受けてございませぬので、その内容等については記者がどういう判断でお書きになったのかということについては、私

はちょっと知るすべもございませんので、ひとつご容赦をいただきたい。

○委員長（及川 均君） 三浦委員。

○三浦清人委員 けさほどの町長の答弁ですと、「記事の内容が違うんだ」みたいな内容の発言でしたので、ですから私はどの部分の記事内容が違うのかという、今質問ですけれども、「自分が答弁していないから」というのはけさほども聞いておったんですけれども。それで、この記事を見る限り、「町関係者」という言葉を使っていますね。「によると、佐藤町長は、資金調達」、要するにその前段部分で「これを残すために、復興庁に残すための」、建てかえだ。要するにこのまま残されないからね。建てかえて、ここに残すと。「その経費が1億円である」と。「町は国の復興交付金を充てられないか、復興庁に打診したが断られたという」。要するに、残そうと思った。しかし、「その経費の1億円が復興庁から断られたために、佐藤町長は資金調達が困難になる中、遺族感情も考慮し、撤去を決めたという」と。「決めたという」と。こう載っているんですね。これは記事ですから。実際、町長は「本人が言ったんじゃない」ということなんです。誰が言ったんでしょうか。そこなんです。本来は、町の最終決定者は町長なわけですよ。残すも、解体するも。それで、あなたのコメントも言っていることを含めた発言なんです。どなたが言ったかわかりませんが、ということ、町長はその方に「1億円もらえない」と、「使われない」と、「断念せざるを得ない」と、「そういうこともあるから壊す」というお話をしたんでしょう。この記事の内容から見ると。「町関係者によると」という。その方がしゃべったわけだと思うんですよ。それしか考えられないんだ。町長の言葉もないのに、考えもわからないのに勝手にやる職員も……、職員とは言わない。「町関係者」だからね。「町関係者」というのは議員も入っているかどうか、それも私もちょっとわかりませんが。

いずれにしろ、あなたのコメントを聞いた方が「撤去を決めたという」というんだから。そこなんです。これが問題だということ。なぜ、町に関係のある方が、町長がはっきり言う前にこの新聞に、新聞も読売新聞。それで、地元の記者さんたちは毎日来ていて、この方々が書くのならわかるけれども、読売新聞なんてここに最近来ていますか。来ていないのに書くんですから、素晴らしいですね。誰かこの関係者、特別に読売とつながっている方がいるかどうか。

いずれにしても、この記事が載ったということは、町長が言わないのに、まだ発表していないのに言って、記事になるということが問題ではないかなということを行っているんですよ。町長はその辺、どう思います。

○委員長（及川 均君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） その記事を読んでもらえばわかるんですが、基本的には町、やっぱり役場職員といいますか、その関係者でないということは間違いないというふうに思います。なぜかと言いますと、そこに私、午前中に「違う」と、「一部誤認がある」というお話しさせていただきましたが、復興庁に復興交付金の申請をしたという経緯は全くございません。ですから、町としてそういう復興交付金を申請した、する、そういうことをやっていないので、役場職員とすれば当然そういう事実はないということになりますので、明らかに役場職員でないということは事実だというふうに思います。

○委員長（及川 均君） 三浦委員。

○三浦清人委員 私も安心しました。とにかく、職員がまさかね。町長が何も言う前にこんなことをしゃべるはずがないと。それで、これはわからないんだ、まだね。一人一人聞いてみないからわかりませんが。職員じゃないということを祈っているんですが。さてさてそうすると、どなたなんだろうね。これはここで私は犯人捜しをするつもりもありませんけれども、ただ問題なのっしょね。問題。町長が発表する前にこういうことを言って、新聞記事になって掲載されるということが問題であって、ましてや「町関係者」ですから。これは非常に問題だがというふうに思いますし、復興庁にはそれじゃあ申請しなかったんですね。申請をしなかったと。「町は国の復興交付金を充てられないか復興庁に」、申請じゃない、これ「打診」なんだね。新聞記事は「打診」。「打診したが断られたという」と。申請ではなく、打診という言葉なんです、いずれにしましても来週はつきりと町長申し上げるんでしょから、この記事が間違っていない記事であることを祈っております。「防災対策庁舎撤去へ」と、大きく書かれているんですよ。皆さんは読んだかと思うんですけどもね。このようにね。ですから、この記事が間違いでないような判断を下して来週、判断を下して発表していただきたいというふうに申し上げて終わります。

○委員長（及川 均君） ほかに。阿部委員。

○阿部 建委員 前者の関連する質問でどういふようになるのか、関連でよろしいですか。関連質問で。

○委員長（及川 均君） はい。

○阿部 建委員 それでは、私もこの防災対策庁舎、いろいろ正直言って議運で3時間30分以上、いろいろ話し合いました。これ、いろんなこの関係で、いろいろな話があつて、その内容は話しませんがね。私は、この新聞のとおりなんじゃないかなと。町長の意ですよ、意がね、

恐らくこの新聞と同じような考えを持っているんだろうと。私は信じるということをお話しましたが、全くこの新聞どおりに進めたほうがいいんだろうと思いますかね。この新聞の内容を全て否定するものか、どういうものか。私は新聞を信じますよ、この新聞の内容を。新聞を信じなかったら、報道新聞要らないんでしょう。誰が言ったとか言わないとか、それはいいでしょう。この中身です。この中身はこのとおりにやるんでしょうか。この新聞の内容のとおりに。私はこの新聞の内容のとおりに決定されることを望んでいます。そういうような、前者と違った角度から、私は質疑しているわけですが、私はやはりこのようなことが、この新聞を信じて、この新聞どおりに、どおりといっても100%じゃなくても、この新聞の内容に沿ったような考え方が正しいのかなと。恐らく、この新聞を見た方は、やはり南三陸町の町長さんという人はすばらしいなというような思いを考えると思いますよ。そんなことで質問をしているわけですが、とにかくあなたは私の前の質問では「私の権限で決めます」と、胸を張っているわけですから、もちろん議決案件ではありませんからあなたの考えで決定するんでしょうが、私としてはこの新聞の内容どおりに、何でしょう、保存費もないし、1億円を超える経費がかかるんでしょう。そのような中で、しかもあそこはほとんどなく土盛りするんですから。そんな中で、やはりこの新聞どおりにモニュメント、そういうものを別になにしたほうがいいのかなと、そういうふうに思いますが。もう1回、やはりこの場所では話されないと。来週がタイムリミットだから来週話すという。これ、新聞社でも、新聞記者でも、報道陣にも案内して話すのか。どこで誰にどういう形で発表するのか、それら2つ3つ、考えをひとつできれば答弁していただきたい。

○委員長（及川 均君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 発表する場面についてはこれから検討させていただきたいと、こちらのほうで考えさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、……（「これで閉めちゃうんでしょう」「議事」の声あり）議事進行。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおりに認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第7号平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の歳入についての細部説明を申し上げます。

1 款使用料及び手数料につきましては、114.2%の増というふうな形になってございます。

それから、2 款国庫支出金でございますけれども、これは昨年度項目がありませんでしたので、全部増というふうな形で決算をしてございます。それと、収入未済額に3,200万円ほどございますけれども、これにつきましては浄化センター災害復旧費の分の事故繰越分を計上してございますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それから、4 款繰入金ですけれども、これにつきましては今申し上げました袖浜浄化センター災害復旧費分で国庫補助金の増とあわせて一般会計からの繰り入れも増となっているというふうな状況でございます。それから、繰越金は平成23年度からの繰り越しということでございます。

6 款諸収入は記載のとおりでございます。

7 款の町債、これは昨年度減収対策債がありまして、ことしはないということでゼロに決算をしてございます。

収入合計でマイナス3.8%の決算となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○委員長（及川 均君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、歳出について説明させていただきます。

279ページ、280ページをお開き願います。

漁業集落排水事業につきましては、さきに町長からの報告にもありましてとおり、袖浜浄化センター等の災害復旧工事の実施とあわせまして通常の袖浜地区の施設管理等を行っております。

なお、災害復旧工事につきましては、事故繰越をして4月8日に完成となったわけでありま

すが、今後はこのようなことがないよう、工事管理に意を用いていきたいと考えております。

歳出の内容につきましては、ここに記載のとおりであります。

次のページをお開き願います。

歳出合計で5,560万円ほどと、前年度比で95.5%となっております。漁集事業につきましては、今後しばらくは維持管理のみとなりますので、歳出の縮減と歳入の確保に向け取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（及川 均君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第8号平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の歳入の細部説明を申し上げます。

ページ数は284ページ、285ページでございます。

歳入1款分担金及び負担金、これにつきましては平成23年度では収入がなかったということで52万4,000円は、これは100%全部増というふうな形になります。

2款使用料及び手数料ですけれども、これにつきましても去年、昨年度の1.5倍との形で決算をしてございます。使用料がふえたということの決算内容になります。

3款の財産収入につきましては、これは通常ベースということで決算をしてございます。

4款繰入金につきましても、昨年度よりマイナス2.7%というふうな決算でございます。

5款繰越金については、平成23年度からの繰越金というような決算でございます。

6 款諸収入につきましても、記載のと通りの通常ベースの決算でございます。

7 款国庫支出金でございますけれども、これにつきましては昨年度より82.0%のマイナスというふうな形で決算をしております。

公共下水道事業につきましては、施設災害復旧事業分が減となったために歳入合計でマイナス25.7%の減という形で歳入をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、歳出について説明させていただきます。

292ページ、293ページをお開き願います。

公共下水道事業につきましては、通常の伊里前処理区における処理施設等の維持管理と高台移転等に伴う処理区の認可拡大業務等を実施しました。歳出の内容につきましては、ここに記載のとおりであります。なお、詳細につきましては付表の153ページ、154ページを参考にさせていただきたいと思っております。

次のページをお開き願います。

歳出合計で1億4,780万円ほどとなっておりますが、前年度比で74.6%となっております。

今後は保留解除による災害復旧工事を、高台移転に伴う造成工事にあわせて実施し、早期復旧を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○委員長（及川 均君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時45分といたします。

午後2時34分 休憩

午後 2 時 4 5 分 開議

○委員長（及川 均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第 9 号平成24年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成24年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、水道事業会計決算について説明させていただきます。

297ページ、298ページをお開き願います。

まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、水道事業収益として決算額で 3 億 5,580 万円ほどと、前年度比で 2.32 倍となっております。内訳としまして、1 項の営業収益で 2 億 9,270 万円ほどとなっておりますが、これは主として水道使用料であります。前年度の 2.31 倍、被災前の約 7 割まで回復しております。

2 項の営業外収益は 6,300 万円ほどとなっておりますが、これは主として一般会計からの補助金であります。

次に、支出ですが、水道事業費用として決算額で 3 億 2,900 万円ほどと、前年度の 99.8% となっております。内訳としまして、営業費用が 2 億 6,100 万円ほどとなっておりますが、これは主として施設管理業務の委託料、人件費、減価償却費等でございます。

第 2 項の営業外費用 6,790 万円につきましては、企業債利子と給水装置設置補助金等であります。

なお、この詳細につきましては、決算附属書類 309 ページから 313 ページに記載しておりますので参考にいただければと思います。

次のページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入ですが、水道資本的収入として決算額で 2 億 1,130 万円ほどと、前年度比 19.6% となっております。この主な要因は、第 4 項の補助金が 3 分の 1 になったことによるもので、応急復旧工事に係る補助金がほとんどなくなったということでございます。

内訳としまして、出資金 103 万 5,000 円は弘川ダムの負担金でございます。補助金の 2 億 1,030 万円は国庫補助金と一般会計補助金でございます。

次に、支出ですが、資本的支出として決算額で 2 億 9,215 万円ほどですが、前年度比で 23.6% となっております。主な要因は建設改良費の応急工事が平成 23 年度で大半が終了したことによるものです。

今回、内訳として建設改良費 1 億 6,350 万円ほどとなっておりますが、これは主として小森

ポンプ場の移設工事等の工事費や水源調査並びに災害査定設計協議設計等の委託料であります。企業債償還金1億2,700万円は元金償還金でございます。国庫返還金140万円ほどでございますが、これは国庫補助率の確定に伴うものでございまして、当初90%で見ていたものが89.7%と0.3%低くなったことでございます。

301ページ、302ページをお開き願います。

財務諸表の損益計算書ですが、営業収益から特別損失まで計算しまして、当年度純利益として2,900万円ほどとなりました。前年度までの繰越欠損金が2億7,570万円ほどで、これを差し引きますと当年度未処理欠損金は2億4,660万円ほどとなるということでございます。

次のページをお開き願います。

これは、その剰余金等の計算書でございます。

次のページをお開き願います。

貸借対照表ですが、資産の部と負債の部、資本の部の合計が54億6,700万円ということであり合っているという表でございます。

以下、307ページ以降は決算の附属書類でありますので参考にしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（及川 均君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。

ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 ページ数300ページ、ただいま細部説明があったとおりでございますけれども、その中に水源調査費、支出の部であるわけなんですけれども、この水源調査費に使った分、さきに報告されてある水源箇所の水源調査だと思えるんですけれども、私が再三申し上げておるとおり、水量の、つまり伏流水の多いところの水源でないと町長答弁のように1万5,000人の給水使用に事欠くということで、ある程度確定されたようだけれども、私が述べているのは危険分散というようなことでご提案をしているわけです。

なぜかという、今回水源地を決定した箇所は、移ってはいるけれども、移設はしてあるけれども、全ての箇所が浸水した箇所であります。しかも、なぜ私はこういうお尋ねをするかという、地盤沈下による、75センチメートルからあるいは1メートルぐらい地盤沈下している箇所でもあると思えるんです。そういうところに、再度水源地を確定したというようなことではどうかなというような思いがまずするわけでございます。

それで、危険分散ということはどういうことかという、やはり震災時にその水源地が、あ

るいは既存の水源地が活用できなかつたときに、どこにその水源、つまり給水を求めたかということになるかと思うんですよ。そういうところに水源地を一部でもいいと思うんです。一部でもいい。そういうところにやはりつくっておく必要性があるか、こういうふうに考えますが、この水源調査の根拠といいますか、どの箇所を水源にしたのか。それから、その調査は従来発表している箇所のみだったのか。そして、危険分散という、もしご提案の趣旨がご理解でき、あるいはそういうことも必要かなという思いがありましたら、その辺もあわせてお考えをお示し願いたいなど、こういうふうに思いますが。

○委員長（及川 均君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それではお答えいたします。

危険分散という意味では、確かに委員おっしゃるとおりであるかと思えます。しかし、今回調査しましたところ、危険分散といっても入谷地区とかそういうような被災の起こらなかつたところまで行きますと、どうしてもこの南三陸町の地形の特性としまして、入谷地区にはなかなか存在しないと。電探調査を行っても存在しないということで、それよりも下がったところで今回見つかったということでございますので、その辺はご勘弁いただきたいと思えます。

その調査の箇所でございますが、4カ所。前にお話しした田尻畑、小森、中在、上沢前というところでございます。戸倉の上沢前は非常によろしくて、南三陸町、ここ1カ所で本来ですと全て間に合うような状態の部分でございますけれども、危険分散ということで3カ所、4カ所使うというふうな格好にしてございます。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 その水量の関係で、あるいは伏流水の関係で、そのただいまのご報告があったような答弁があったような箇所へ設定したということはいいんですけれども、この箇所が、浸水地域ですから、今回の津波で。そういう箇所、あるいはその1メートルもし地盤沈下してあれば、あるいはそこに海水等々の水脈による海水等々の水量が、その伏流水の中にまじってはいないのかというような思いもするわけです。そういう意味合いからすれば、震災直後から他町村から給水支援をもらわない以前に、被災住民の方々へその水の供給をしたということからすれば、それはどこかといえば、先ほどお話にあったように入谷地区とかあるいは上沢のちょっと上の樋ノ口、大家ですか、大家までは要らないんだな、こいつな。樋ノ口周辺からたくさんの水を被災地避難場所へ運んだ光景がいまだに脳裏にあるんですけれども、そういうことができないかということですよ。被災を受けた箇所への水源地から、いま一步

上がったところへ考えて、なぜ1カ所で1万5,000人だけを考える。被災を受けたときは、1万5,000人がその水を利用することができなかつたんですよ。そういうことを考え直す必要があるんじゃないか。そういう提案ですよ。そういうことを考えないと、二度あることは三度ある、三度あることはその次もあるということになるから、そういうことをぜひ考えたほうがよろしいかというふうに思います。どうしても提案したものはやにむに通過させようという、あるいはどんなに意見があっても、質問があっても、それは原案どおり可決いたしましたということの中で全てが解決されてきていったわけでございますから、十分そういうことを、そういうふうな議会もしきたり、決まりかもしれませんけれども、そういうようなことを十分考えたことこそ、被災民あるいは町民を救済する考え方ではないかなと。それぞれ答弁も正しい答弁かもしれません。あるいは、質問するほうもそれ以上正しいことを言っているかもしれません。であつたら、どちらをとるかということを考えてくださいよ。それが被災住民ならず町民を救うものです。ライフラインの中で水ほど何らかの関係では、一番になるか二番になるかわかりだと思ひますけれども、そういうことを十分考えた中でひとつ事を進めていただきたいなど、ただそれだけです。終わります。（「なし」の声あり）

○委員長（及川 均君） ほかにないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論がなければ終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第10号平成24年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成24年度南三陸町病院事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、決算書の322、323ページをお開きいただきたいと思ひます。

病院事業の収益的収入及び支出でございます。税込みで、決算額で病院事業収益として9億5,600万円ほどでございます。支出といたしましては、病院事業費用として12億2,600万円ほどということになっております。細部につきましては、損益計算書の中でご説明いたしたいと思ひます。

その前に、次ページをお開きいただきたいと思います。324、325ページをお開きください。

これは、資本的収入及び支出でございます。これはこのページしか資本的収入はございませんので説明いたします。資本的収入といたしましては9,800万円ほどの収入、町からの出資金9,400万円、それから寄附金も300万円ほどを充てまして支出の事業を行っております。それから、基金積立金利息1万3,000円につきましては、奨学金の基金の利息ということでございます。

支出のほうでございまして、支出のほうにつきましては決算額で9,800万円ということでございます。内容は建設改良費で2,300万円ということで、これは付表というか詳細説明の中の333ページのほうの工事関係と、それから購入した医療機器の関係が載っておりますので、後でござらんになっていただきたい。この工事と医療機器を購入いたしました。

それから、2項の企業債償還金7,400万円ですけれども、これは平成24年度の償還高でございまして、詳細については341ページのほうに載っておりますのでござらんいただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上、資本的収入支出につきましては以上のような事業を行っております。

それでは、次ページの326ページのほうをお開きいただきたいと思います。

病院事業の損益計算書でございます。

損益計算書の中で医業収益につきましては合計で6億6,100万円ほどということで、入院収益、外来収益、その他収益によって医業収益6億6,100万円ほどということになっております。これは前年度と比べますと109.5%の伸びになっております。

医業費用につきましては、合計で11億9,900万円ほど。これは、職員給与費、それから診療に対する材料、それから経費、経費の中には委託料とか保守点検料、それから燃料費等ございますけれども、それらでございます。それから、昨年度の決算ではなかったんですけども減価償却として9,100万円ほどある。現在の仮設診療所、それから医療機器を購入しましたのでその分の減価償却ということになっておりまして、医業費用で11億9,900万円。この費用につきましては、昨年度と比較しますと113.6%、13.6%の伸びでございます。ということで、医業損失で5億3,700万円ほどここで出ております。

これに医業外収益としまして、一般会計からの負担金2億5,060万円、それから県補助金2,700万円。これは、地域医療再生基金の中で、今回震災になった分について医師派遣、余分にとにかく2カ所で医師を使っているのので、医師が全国から支援をいただいたということでございまして、その分の県外医師に対する医師の派遣分を2分の1、その地域医療再生基金

のほうから補助金としていただいております。そのほかに他会計補助金が900万円ほど。これは病院群輪番制、救急医療を診療所でやっていますのでその分の関係と、国庫調整交付金のほうから救急医療に対する補助金が出ております。その他医業外収益を入れまして、医業外収益として2億9,100万円ほど。これは、前年比102.4%ということになります。

医業外費用として支払利息、これは一時借入金分と企業債の償還の利息400万円ほど、それから雑支出1,200万円。これは、借入消費税と借り受け消費税、買った分に消費税、出した分に消費税が出ていますので、その分の差額がここに雑支出として出てきます。これが1,200万円。消費税が100万円ほどございまして、繰り延べ勘定償却が700万円ということで、医業外費用が2,500万円ほどでございます。この医業外費用は前年比137.5%ということになります。ということで、これを医業損失で医業外から医業外収益、医業外費用、計算しますと、経常損失ということで2億7,000万円ほど経常損失ということになります。

それから、5の特別利益として過年度損益修正益が100万円ほどございまして、これを入れますと当年度純損失として2億6,900万円ほどということになります。

実質的な資金不足としてここに出てくるのは、この中で収支を伴わない減価償却が9,100万円ございまして、実質的に資金不足が1億7,000万円ほどということになります。それを前年度欠損金にプラスしますと、当年度未処理欠損金が29億1,360万円ほどということになります。これが経営的な決算の内容となります。

それから、次ページにつきましては、剰余金の計算書ということになりまして、剰余金計算書がございまして、その次に貸借対照表、329ページにございます。329、330ページです。

ここで、実際にそれでは資金的に今どうなのかということ、右側の負債の部で固定負債ということで、これが資金的に不足するので、減収対策債のほうから2カ年、2億5,000万円ずつ借りていますので、この分の固定負債が5億円ということになっております。資金的に不良債務が出ているのかといいますと、流動資産と流動負債、流動資産が4億8,000万円、流動負債が2億8,000万円ということになりますので、差额的に1億9,700万円ほどの留保金が現在出ている。ただ、借入れについては5億円ふえているという内容になっております。

以上、病院事業会計についてご説明申し上げました。よろしく申し上げます。

○委員長（及川 均君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑に入ります。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第11号平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、ステーション事業会計の細部説明を行います。

決算書の345ページ、346ページをお開きいただきたいと思います。

ステーション事業会計は収益的収入及び支出の会計のみでございます。収入といたしまして、決算額で4,450万円ほどということになります。詳しくは次ページでご説明しますので、その下の支出のほうの決算額が4,900万円ほどということになります。

次ページをお開きいただきたいと思います。

財務諸表の損益計算書でございまして、事業収益としては訪問看護療養費で4,400万円ほどになります。訪問看護のサービスを行ったものに対する報酬がこの金額ということになります。前年度比としますと144.6%ということで、前年度よりは、平成23年度は途中から始まっていますので、伸びてございます。回数的にも徐々には訪問回数も伸びているような状況でございますけれども、まだ震災前の内容には至っておりません。震災前で大体収入で5,500万円ぐらいの収入がございましたので、現在はその80%ぐらいの収入ということになっております。

事業費用といたしましては、人件費が大体この合計額の90%ぐらいに当たります。給与費で4,300万円。それから、材料費で6万9,000円ほど。経費で500万円。経費の中に臨時職員の賃金も含まれていますので、これと給与費を入れると大体90%ぐらいが人件費ということになります。資産減耗費がございまして、事業費用としては4,890万円ほどということで、事業損失が448万9,000円ほど出ております。また、事業費用については大体昨年度と同額で104%ぐらい、微増の伸びでございます。

それから、事業外収益と事業外費用がございまして、経常損失で467万8,000円、そのまま大体同じくらいの損失となつてございます。それに特別利益の2万2,000円を加え、過年度損益修正損120円を引きまして、純損失が465万6,000円ほど平成24年度で損失を出しております。

現在まで、ステーション事業に関しましては震災前まではプラスの会計だったんですけども、昨年、一昨年ですか、と、マイナスになっていまして、剰余金としてはこの昨年度の末の剰余金が28万4,000円ほどしかございませんので、それを入れますと当年度未処理欠損金が437万2,000円ということになります。

次ページをお開きいただきたいと思ひます。

剰余金計算書になるんですけども、簡単にご説明しますと、剰余金計算書の中で先ほど言ひました未処理剰余金が28万円、そのほかに349ページの初めのほうに利益積立金ということで積立金をしております。700万円ほど積立金がございまして、今の損益の分400万円をこれから引くこととなりますので、実際にはそれと剰余金と合わせますと730万円ほどございまして、損益の480万円を引きますと大体残金は290万円ほど、現在なつています。その内容につきましては、次ページの350、351ページをお開きいただきたいと思ひますけれども、こちらの流動資産と流動負債の合計額を、これを差し引きますと、流動資産で1,300万円ほど、流動負債で1,000万円ほどということで、この差額についてが現在の留保金額、つまり290万円ほどの留保金しかなくなつています。震災前については2,200万円ぐらいの留保金がございましてけれども、これぐらいに減つていふ内容でございまして。

以上でございまして。

○委員長（及川 均君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 ステーション事業、今まではずっと黒字で、この震災で大変厳しいなと今、決算説明を受けながら聞いています。

それで、80%ぐらい回復したとは言つてはいますが、どうなんでしょうか。今後の見通しというか、事業展開としてどういうことを主に考へているのか、その辺お聞かせ願ひます。

○委員長（及川 均君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 今後の見通しということですが、確かに昔ぐらい回復するかなというところはちょっと、人口の減とかもございまして、それから今仮設に入つていふ人たちも、南方のほうに行つていふということで、何といひますか、枠というかその対象人数が小さくなつていふかなというふうには考へていまして。

ただ、ある程度回数的には徐々に戻ってきつつある。今、前々月についても600回ぐらいの訪問回数になっているということで、大体500回をめでに訪問回数をやれば、大体年度としてとんとんになるのかなという計算もしています。500回じゃない、600回ですね。今は500回前後の訪問回数ということになっていますので、それが急激に伸びるということはないとは思いますが、ある程度あとは民間の開業医の先生方をお願いしたりなんかして、在宅のほうで訪問、なかなかできるというか、仮設に入ったりして難しいところもございますけれども、それでもなんですか、そういうところに患者さんもいるものですから、そういう格好で底辺を広げていかなければいけないのかなというふうに考えております。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 そうですね、今仮設に入っている方たちが多いので、なかなかこのステーションを利用する方たちも少なくなっているなと思っています。平成27年度には新しい病院ができますので、そして入院施設もできますので、そうするとまた新しい何というか、見通しもできるのかなと思っています。

職員なんかに理学療法士が1人おまして、そういう作業もしているとは思いますが、その辺の使い方というか、その理学療法士も活動して活躍しているとは思いますが、それは今どういうふうになっておりますか。

○委員長（及川 均君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 在宅のリハビリのほうは、この訪問看護ステーションの理学療法士が全て覆っているという内容になっておまして、大分やっぱり在宅で理学療法というリハビリをしたほうが良いという人たちもいますので、今後ともこの辺については続けていきたいというふうに思っております。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 これの利用者がいるということでちょっと安心しました。なかなか本当にこういう環境の中でステーション、大変だと思いますが、本当にさっき言いましたように、平成27年の病院新築に当たって希望を持ってやってほしいなと思っています。以上です。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

以上で、付託されました認定第1号から認定第11号まで、認定すべきものと決しました。

特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に対し報告することといたします。

これをもって、平成24年度決算審査特別委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。

去る17日から始まりました決算審査特別委員会も、皆様のご協力によりまして滞りなく審査を終了することができました。心より感謝を申し上げます。

今決算審査におきまして、各委員よりご指摘、ご意見がございました点につきましては、十分に勘案されまして、今後の予算執行に反映させていただきたいものと思います。

議事進行、ご協力大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成24年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時24分 閉会